

ー特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律ー
「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」認定申請に関する申請要領

【5G情報通信システム（法第2条第1項第1号）関係】

目次

1.	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の概要	1
（1）	制度の概要	1
（2）	制度利用のポイント	2
（3）	本制度の対象となる事業者	2
（4）	支援措置の対象	6
（5）	税制措置適用までの流れ	7
2.	手続方法	9
（1）	申請書の作成	9
（2）	導入計画の申請	9
（3）	ローカル5G用無線局活用事業に関する地方公共団体への情報提供	11
（4）	基準適合性の確認申請	12
（5）	税務申告	13
（6）	導入計画の変更申請	13
（7）	基準適合性確認の変更確認申請	14
3.	導入計画に関する申請窓口	14
4.	申請書の記載方法	24
（1）	特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書	24
（2）	認定導入計画の変更申請書	33
（3）	認定導入計画の軽微な変更の届出書	34
（4）	認定導入計画の実施状況報告書	35
（5）	ローカル5G用無線局活用事業に関する地方公共団体への情報提供文書	36
（6）	基準適合性の確認申請書	41
（7）	基準適合性の変更確認申請書	48
参考1.	各種様式	49
（1）	特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書	49
（2）	認定導入計画の変更申請書	54
（3）	認定導入計画の軽微な変更の届出書	55
（4）	認定導入計画の実施状況報告書	56
（5）	ローカル5G用無線局活用事業に関する地方公共団体への情報提供文書	57
（6）	基準適合性の確認申請書	59

(7) 基準適合性の変更確認申請書.....	64
参考2. 関係法令抜粋.....	65
(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律.....	65
(2) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令...	70
(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則.....	71
(4) 内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則.....	75
(5) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針.....	78
(6) 地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして総務大臣が定める基準....	81
(7) 地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づき、特定高度情報通信技術活用システムを構築する上で重要な役割を果たすものとして総務大臣が定めるもの.....	82
(8) 地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づく総務大臣の確認に関する手続.....	83

1. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の概要

(1) 制度の概要

「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（以下「開発供給計画」という。）」及び「特定高度情報通信技術活用システム導入計画（以下「導入計画」という。）」は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、特定高度情報通信技術活用システム¹の開発供給及び導入（以下「開発供給等」という。）が、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることにより、特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性の向上を図ること等を目的として策定するものです。

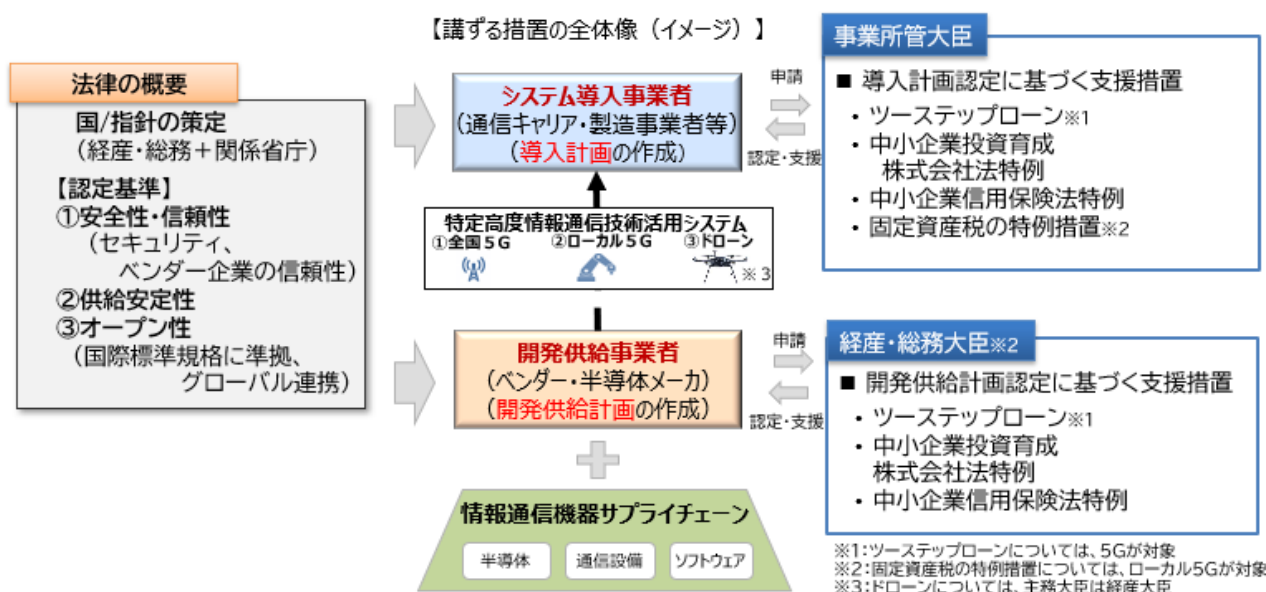
開発供給計画の認定を受けた事業者及び導入計画の認定を受けた事業者は、金融支援措置として、株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）や中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫（中小企業）の貸付を受けられます。

また、ローカル5Gの無線局のうち、地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして、主たる用途が住宅用のインターネットサービスの提供であるものであり、所要の手続の上電波法に基づく無線局免許を付与された場合、認定された導入計画（以下「認定導入計画」という。）に基づき新たに取得した一定の設備については、固定資産税の特例措置の適用を受けることができます（適用対象は令和9年3月末までに新たに取得した設備）。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の概要

背景

- 我が国における産業基盤を構築することの重要性も踏まえ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入を促進するための措置を講ずることにより、サイバーセキュリティ等を確保しつつ特定高度情報通信技術活用システムの普及を図る必要。



¹ 特定高度情報通信技術活用システムとは、「5G情報通信システム」「ドローン活用システム」など、高度な情報通信技術を活用したシステムのことをいいます。

（２）制度利用のポイント

【ポイント１】計画実行のための税制措置をご用意

認定導入計画に基づき取得したローカル５Ｇシステムに係る一定の設備について、固定資産税の特例措置を受けることができます。本税制措置は、資本金規模を問わずご活用いただくことができます。なお、詳細については地方税法をご確認ください。

○固定資産税^{2,3} : 課税標準 １／２（取得後３年間）

【ポイント２】計画実行のための金融支援措置をご用意

開発供給計画の認定を受けた事業者及び導入計画の認定を受けた事業者は、下記の金融支援措置を受けることができます。なお、各支援措置の具体的な制度概要や要件は次項をご確認ください。

- 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）
- 中小企業投資育成株式会社法の特例
- 中小企業信用保険法の特例
- 株式会社日本政策金融公庫（中小企業）の貸付

（３）本制度の対象となる事業者

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行おうとする事業者は、開発供給計画や導入計画を作成し、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針」（令和２年総務省・財務省・経済産業省告示第１号）に定める要件等を満たすことで、認定を受けることができます。

開発供給等に係る計画を作成して認定を受けた場合は、次の措置を受けることができます。

①税制措置

ローカル５Ｇ無線局の免許人で地方税法附則第１５条第３８項に規定する認定導入事業者に該当する者が、認定導入計画に記載された適用対象設備を取得等した場合、税制措置を受けることができます。なお、認定導入計画に従って実施されるローカル５Ｇシステムの導入について、「地方税法附則第１５条第３８項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして総務大臣が定める基準」（令和７年総務省告示第１２８号）に定める基準（下記のいずれにも該当すること。）に適合することについて総務大臣の確認を受ける必要があります。なお、令和７年３月末までに認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入については、令和７年３月末以前の基準が適用されます。

² 固定資産税の特例措置の適用にあたっては、「主たる用途が住宅用のインターネットサービスの提供であるもので、取得価額の合計額が２億円以下のものに限る」との要件が設定されています。

³ ローカル５Ｇの無線局のうち、実施する事業について地方公共団体に情報提供を行った上で電波法に基づく無線局免許を付与された場合に限りします。

- 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局の免許を受けた者が当該免許に係る無線通信の業務の用に供するために導入した特定高度情報通信技術活用システム（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等の交付を受けて導入したものを除く。）であること。
- 当該特定高度情報通信技術活用システムの保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制を確保するため、当該特定高度情報通信技術活用システムの導入に係る認定開発供給事業者が日本国内に保守及び管理の拠点を有しているものであること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者⁴との提携等により保守及び管理を実施できる体制を確保しているものであること。
- 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和2年総務省・経済産業省令第2号）第2条第2号に規定するローカル5Gシステムを導入する場合にあっては、導入を行う当該ローカル5Gシステムの主たる用途が住宅用のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第1条第2項第9号の2に規定するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスをいう。）を提供するものであること。

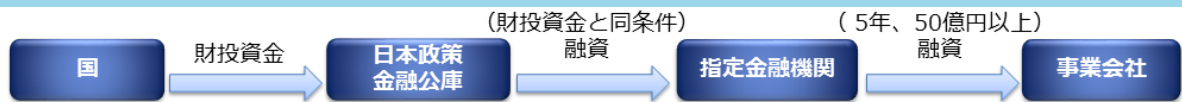
②金融支援措置

開発供給計画の認定を受けた事業者及び導入計画の認定を受けた事業者は、株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）や中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫（中小企業）の貸付といった金融支援措置を受けることが出来ます。具体的な制度概要や要件は次ページ及び次々ページをご確認ください。

⁴ 5Gシステムの開発供給を行う事業者に限ります。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給・導入に係るツーステップローン制度

- 指定金融機関が、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を行う事業者に対し、長期・低利の融資を実施。
- 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給・導入には、相当規模の設備投資が必要であることに加え、回収に相応の期間を要する事業であり、民間金融機関のみでは資金需要に十分に対応することは困難である。
- そのため、融資制度により民間金融機関の補完を行い、長期安定的な資金を確保することが必要。



融資要件

政策金融として民業補完性を徹底する観点から、融資の対象となる企業の取り組みに関して、主に以下の要件・条件を設定。

※ 下記の要件・条件を満たす取組が融資の対象となりうるが、実際に融資を受けられるかどうかは、主務大臣による審査とは別に、指定金融機関による与信審査が必要。

※ 貸付利率は、指定金融機関が公庫から借入を行う際の資金調達コスト及び貸付先の事業会社の担保や財務状況等によって決定。

計画要件	貸付要件	貸付条件
✓以下のいずれかについて主務大臣の計画認定を受けていること。 (1) 導入計画： 設備導入を行う事業者が計画を申請 (2) 開発供給計画： 開発供給を行う事業者が計画を申請	規模要件： ✓事業計画に必要な資金規模が 原則50億円以上 ✓融資期間：貸付期間が 5年以上 協調融資：原則、他の金融機関からの協調融資が得られること。	禁止事項：貸付金をもって、既存の債務の弁済に充てるものでないこと。 資金使途：資金使途は、認定計画に記載されたものであること。 償還方法： ✓割賦償還又は一括償還 ✓必要に応じて措置期間を設けることができる。

中小企業投資育成株式会社法の特例

- 中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資金の充実を促進し、その健全な成長、発展を図るための投資等の事業を行うことを目的とする、政策実施機関。
- 中小企業投資育成株式会社の新規投資の対象は、資本金が3億円以下の株式会社に限定されているところ、特定高度情報通信技術活用システムの**計画認定を受けた事業者であれば、資本金が3億円以上の株式会社であっても新規投資の対象となるような特例措置**を講ずる。

【中小企業投資育成株式会社法の特例措置】

■ 特例措置の対象

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、

①特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた中小企業及び

②特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた中小企業

■ 特例措置の内容

対象の事業者が、

①資本金が3億円を超える株式会社を設立する場合

②資本金が既に3億円を超えている株式会社である中小企業者が株式等を発行する場合に、中小企業投資育成株式会社による、以下の直接投資支援の対象とする。

- 株式会社の設立に際し発行される株式の引受け及び保有
- 増資に際して発行される株式の引受け及び保有
- 新株予約権の引受け及び保有
- 新株予約権付社債の引受け及び保有

中小企業信用保険法の特例

- 計画認定を受けた中小企業者が、民間金融機関を利用して信用保証付き融資を受ける際、中小企業信用保険法の特例により、一般枠とは別枠の保証等を措置

【中小企業信用保険法の特例措置】

■ 特例措置の対象

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、

- ① 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた中小企業
又は
② 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた中小企業

■ 特例措置の内容

○ 付保限度額

保険の種類	通常適用される付補限度額	本法の特例措置によって適用される付保限度額
普通保険	2億円	左記とは別に2億円 (左記と併せて合計4億円まで)
無担保保険	8000万円	左記とは別に8000万円 (左記と併せて合計1億6000万円まで)
特別小口保険	2000万円	左記とは別に2000万円 (左記と併せて合計4000万円まで)

○ 保険料の特例

信用保険法の特例により借入時の信用保証料をリスク区分に関わらず一律料率とする。
(信用保証料は各信用保証協会所定)

日本政策金融公庫の特別貸付

- 計画認定を受けた中小企業者が、認定を受けた計画に沿って開発供給や導入を行う際の設備導入資金等について、日本政策金融公庫から融資を受けられる金融支援制度を措置。

【日本政策金融公庫の特別貸付】

■ 貸付対象

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、

- ① 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた中小企業
又は
② 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた中小企業

■ 資金使途

認定を受けた計画に基づき行われる5Gシステムやドローンシステムの開発供給・導入に必要な設備導入等

■ 主な貸付条件

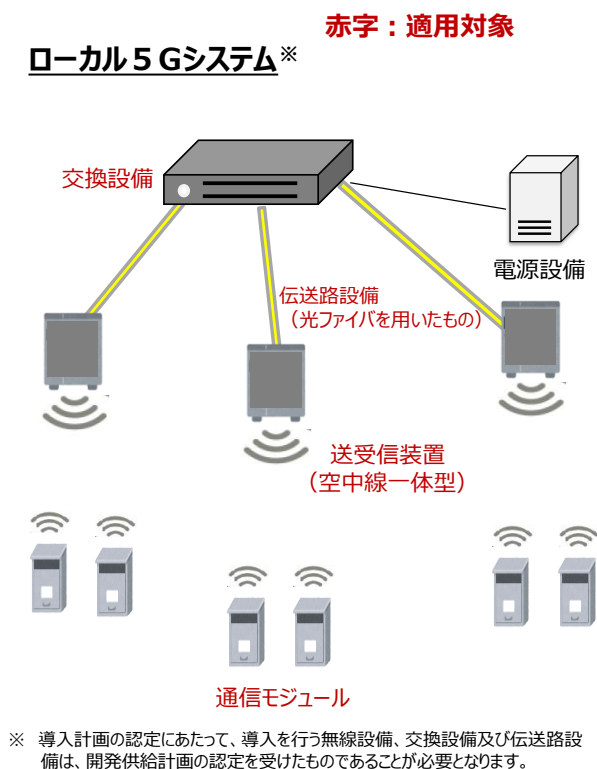
貸付限度額	中小企業事業: 7億2000万円(うち運転資金2億5000万円)
貸付利率 (特別利率③)	基準利率▲0.90% (下限は0.30%)
貸付期間 (据置期間)	設備資金20年以内(うち2年以内)、 運転資金 7年以内(うち2年以内)

(4) 支援措置の対象

①税制措置

導入計画の認定を受けたローカル5Gシステムを構成する設備のうち、税制措置の適用対象となるのは、ローカル5Gシステムを構成する上で重要な役割を果たす次の設備⁵となります。

税制措置の適用対象設備(イメージ)



- ✓ ローカル5G基地局の無線設備
(例：送受信装置)
- ✓ 自営等BWAの基地局の無線設備※¹
- ✓ 交換設備（オンプレミス型※²のみ）
- ✓ 伝送路設備※³
(光ファイバを用いたもののみ)
- ✓ 陸上移動局の無線設備
(通信モジュールのみ)

※¹ ローカル5Gシステムの制御信号の送受信のために用いられるものに限り。

※² 本税制においては、単独のローカル5G免許に使用される交換設備をオンプレミス型の交換設備とし、複数のローカル5G免許に使用される交換設備をクラウド型の交換設備としています。(ただし、一団の土地において複数のローカル5G免許が存在する場合はオンプレミス型の交換設備として扱います。)

※³ 専ら交換設備と基地局間の通信に使用するものに限り。

②金融支援措置

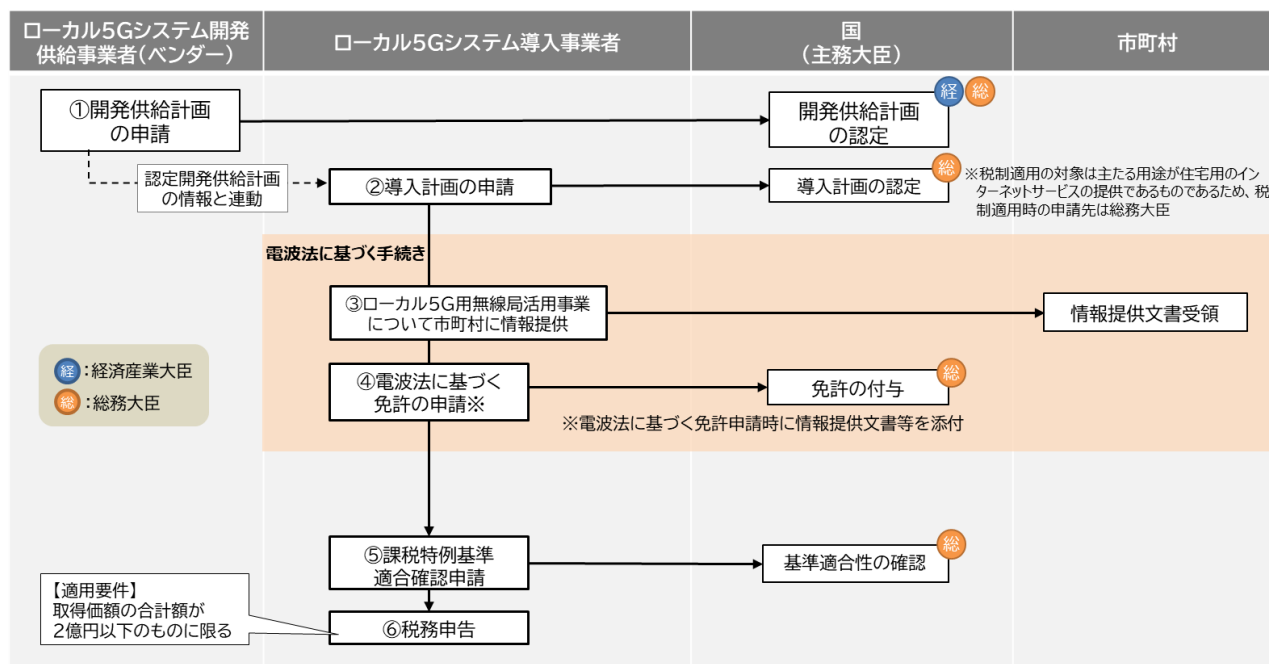
- 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）：開発供給計画や導入計画の認定を受けた事業者に対するツーステップローン制度を新設
- 中小企業投資育成株式会社法の特例：開発供給計画や導入計画の認定を受けた事業者であれば、資本金が3億円以上の株式会社であっても制度の対象となるような特例措置
- 中小企業信用保険法の特例：開発供給計画や導入計画の認定を受けた中小企業者が、民間金融機関を利用して信用保証付き融資を受ける際、中小企業信用保険法の特例により一般枠とは別枠の保証等を措置
- 株式会社日本政策金融公庫（中小企業）の貸付：開発供給計画や導入計画の認定に基づき行われる5Gシステムやドローンシステムの開発供給・導入に必要な設備導入等

※金融支援措置を受けるためには、計画認定を受けた後に各金融機関等に相談ください。

⁵ 「地方税法附則第15条第38項の規定に基づき、特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして総務大臣が定めるもの」（令和7年総務省告示第129号）に規定されています。

(5) 税制措置適用までの流れ

税制措置の適用を受けるにあたっては、下記のとおりの開発供給事業者やローカル5Gシステム導入事業者がそれぞれ手続を行っていただく必要があります。令和7年度から税制適用の対象は主たる用途が住宅用のインターネットサービスの提供であるローカル5Gシステムとなりますので、ご注意下さい。



① 開発供給計画の申請

ローカル5Gシステムの開発供給を行おうとする事業者（開発供給事業者）は、単独で又は共同して、その実施しようとするローカル5Gシステムの開発供給に関する計画を作成し、総務省及び経済産業省に提出することで、その認定を受けることができます。

② 導入計画の申請

ローカル5Gシステムの導入を行おうとする事業者（システム導入事業者）は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入に関する計画を作成し、総務省に提出することで、その認定を受けることができます。なお、金融支援措置を受ける場合は、システムの利用目的に応じた事業所管省庁に提出することで、認定を受けることができます。

- 導入計画の認定にあたっては、開発供給計画の認定を受けたシステムの導入であることが原則となります。
- 税制措置の適用を受けるにあたっては、ローカル5G用無線局の開設について、電波法に基づく免許を受けることが必要となります。導入計画の申請及び認定に当たっては、それまでに免許が交付されていることは要しませんが、導入する無線設備の電波法関係法令への適合

性、予定の事業実施区域での周波数の割当ての可能性等については、あらかじめ管轄する総合通信局等にご相談ください。

③ ローカル5 G用無線局活用事業に関する市町村への情報提供

地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして主たる用途が住宅用のインターネットサービスの提供であるローカル5 Gの無線局を開設する場合は、事業実施区域が含まれる市町村へ実施しようとする事業の内容を情報提供する必要があります。

④ 免許の申請

全国5 Gまたはローカル5 Gの無線局を開設するにあたっては、電波法第4条に基づき、総務大臣（管轄の総合通信局等）の免許を受ける必要があります。

- 固定資産税の特例措置の適用にあたっては、電波法に基づく無線局免許申請時に、③の情報提供文書、認定導入計画及び導入計画認定書のコピーの添付が必要となります。

⑤ 課税特例基準適合確認申請

税制措置の適用を受けるにあたっては、認定導入計画に従って導入したローカル5 Gシステムが、特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものであるとして、総務省の確認を受ける必要があります。

- 対象設備の取得後、税務申告までの間に、総務省に申請し、確認書の交付を受けてください。
- 確認書の交付が税務申告までに間に合わないことにより課税の特例が適用できない場合もありますので、確認申請は余裕をもって行ってください。申請から確認書の交付までは1か月程度見込んでおくようお願いします。

⑥ 税務申告

⑤で課税特例の基準に適合すると認められた場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

税制上の優遇措置の適用を受けるためには、償却資産申告書等に⑤で取得した確認書の写しを添付する必要があります。

なお、本申請要領の対象は②、③、⑤に関する手続です。

2. 手続方法

(1) 申請書の作成

申請書様式類は以下の URL からダウンロードできます。

導入計画

総務省 HP : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/support/index.html

経済産業省 HP : https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/laws/5g_drone.html

ローカル 5 G 用無線局活用事業に関する市町村への情報提供文書例

総務省 HP : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/support/index.html

基準適合性確認申請書

総務省 HP : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/support/index.html

【申請書作成上のポイント】

- ★1 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針に照らし、安全性・信頼性、供給安定性、オープン性が適切に確保されていること。
- ★2 5 G システムの導入等が、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ★3 申請書の作成にあたっては、必ず「4. 申請書の記載方法」をご覧ください。

(2) 導入計画の申請

導入計画の認定を受ける場合は、以下の手続に従って申請を行ってください。

- ① 申請書（様式第一）に必要事項をご記入いただき、必要な添付書類（4. 申請書の記載方法を確認ください）とともに、事業所管省庁に、申請書を郵送または直接提出してください。事業所管省庁の判断については、以下の「事業所管省庁の例」を参考にしてください。

【事業所管省庁の例（一部のみ掲載）】

5 G システムの利用目的	日本標準産業分類（中分類）	事業所管省庁
警備業	その他の事業サービス業 92	警察庁
銀行業	銀行業 62	金融庁
電気通信事業、インターネットサービス	通信業 37	総務省
放送業	放送業 38	総務省
酒類の製造	飲料・たばこ・飼料製造業 10	財務省・経済産業省

博物館	その他の教育、学習支援業 82	文化庁
自動車製造業	輸送用機械器具製造業 31	経済産業省
情報通信機器製造業	情報通信機械器具製造業 30	経済産業省
農林水産業	農業 01 林業 02 漁業 03 水産養殖業 04	農林水産省
飲食料品製造業	食料品製造業 09 飲料・たばこ・飼料製造業 10	農林水産省
飲食店	飲食店 76	農林水産省
建設に関する事業	総合工事業 06	国土交通省
造船に関する事業	輸送用機械器具製造業 31	国土交通省
医療に関する事業	医療業 83	厚生労働省
廃棄物処理業	廃棄物処理業 88	環境省

（注１）５Ｇの基地局の開設の目的が「電気通信業務用」となる場合、「一般業務用」であって、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１６４条第１項第１号又は同項第２号に規定する電気通信事業に用いる場合の日本標準産業分類における中分類の記載は、「通信業 37」になります。

例えば、スマートファクトリー、スマート農業などにおいて、設備メーカーやシステム構築事業者などが、ローカル５Ｇシステムの導入事業者として、当該システムを活用する建物または土地の所有者の代わりに免許人となる場合が該当します。

なお、設備メーカーやシステム構築事業者などが、ローカル５Ｇの提供にあたって電気通信事業法の手続（登録・届出）を要するかについては、導入計画の申請前に、各総合通信局等の電気通信事業課に相談を行ってください。

（注２）２以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、いずれかの主務大臣を経由して他の主務大臣に提出することができることとされており、申請者側から直接複数の所管省庁に申請書を提出する必要はありません。

② 申請に係る導入計画が認定の要件に適合すると認められる場合は、申請書類を提出してから通常１か月以内（追加提出書類がない場合）に主務大臣が認定を行い、申請者に対して認定書（様式第三）が交付されます。また、認定後に申請者の名称や導入計画の概要が公表されます。

③ 申請単位

- 導入計画は、事業単位での申請となります。１つの事業を複数に分けて申請することはできません。
- 導入計画認定の最小単位は以下のとおりであり、これらの設備が必ず含まれている必要があります。
 - 全国５Ｇの場合：５Ｇ方式基地局設備（CU、DU、RU）及び交換設備
 - ローカル５Ｇの場合：特定基地局以外の５Ｇ方式基地局設備及び交換設備

④ 開発供給計画の認定の前置

- 全国5Gの場合「無線設備（5G方式基地局設備（CU、DU、RU、外付けアンテナ）」、ローカル5Gの場合「無線設備（特定基地局以外の5G方式基地局設備、自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、陸上移動局の無線設備（通信モジュール）」、交換設備及び伝送路設備（光ファイバ）」が含まれている場合、当該設備は必ず開発供給計画の認定を受けている必要があります。開発供給計画の認定を受けた設備等の詳細については、総務省・経済産業省が公表する認定開発供給事業者を確認の上、申請書様式第一「4（1）①認定開発供給計画に係る設備等の詳細」に該当する開発供給計画認定番号及び型番・型式を記載してください。

⑤ 導入計画に記載すべき設備：導入計画に記載すべき設備は以下のとおりです。

- 全国5Gの場合：5G方式基地局設備（CU、DU、RU）及び交換設備並びに、これらの設備と一体として運用されるアンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備
- ローカル5Gの場合：特定基地局以外の5G方式基地局設備及び交換設備並びに、これらの設備と一体として運用される自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、伝送路設備（光ファイバ）、5G方式陸上移動局の無線設備等、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

【申請書類】⁶※提出部数は申請先の主務大臣数による。

- 申請書（様式第一）
- 添付資料（4．申請書の記載方法を確認ください）
- 返信用封筒⁷（レターパックなど到着確認ができるものを推奨）

（3）ローカル5G用無線局活用事業に関する地方公共団体への情報提供

地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして、主たる用途が住宅用のインターネットサービスの提供であるローカル5Gの無線局を運用する場合は、以下の手続に従って市町村にローカル5G用無線局活用事業に係る情報提供を行ってください。

- ① ローカル5G用無線局活用事業に関する地方公共団体への情報提供文書に必要事項をご記入いただき、必要書類（活用するローカル5G用無線局の一覧（予定））を添付の上、文書を事業実施区域が含まれる市町村へ提出してください。
- ② 情報提供文書、認定導入計画及び導入計画認定書のコピーをローカル5G用無線局の免許申請時に添付するとともに無線局事項書の備考欄に「地域社会の諸課題の解決に寄与するものに該当する」旨を記載し、総務大臣（管轄の総合通信局等）に提出してください⁸。

⁶ ここに記載した書類のほか、当該申請に係る計画が認定の要件を満たしていることを確認するために、主務大臣が書類の提出を求めることがあります。

⁷ A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものを返送可能な金額）を貼付。ただし、認定書を窓口まで直接受け取りに来る場合は不要です。

⁸ 地方公共団体への情報提供を行わない場合であっても、ローカル5G用無線局の免許申請は可能です。

- ③ 総務大臣（管轄の総合通信局等）よりローカル 5 G の無線局免許を付与された事業者は、一定のローカル 5 G 設備について、固定資産税の特例措置の適用が受けられます。

【送付書類】

- 情報提供文書
- 活用するローカル 5 G 用無線局の一覧（予定）

（４）基準適合性の確認申請

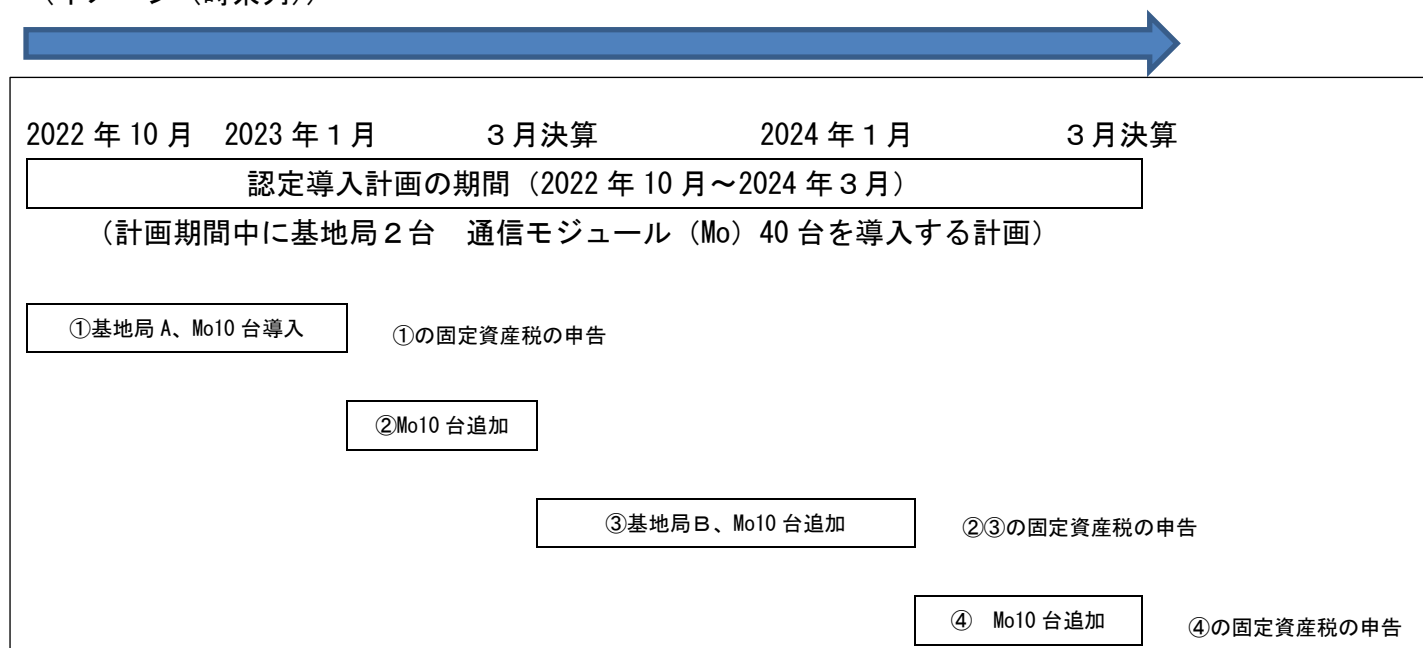
基準適合性の確認申請にあたっては、以下の手順に従って申請を行ってください。

- ① 確認申請書（様式第一）に必要事項を記入いただき、必要書類（様式第二、様式第三並びに別表第一及び第二に掲げる申請添付書類）を添付の上、総務省に、郵送または直接提出してください。
- ② 申請に係るローカル 5 G システムが確認基準に適合すると認められる場合は、その旨が確認申請書に記載され、当該申請に係る確認書として申請者に交付されます。

なお、課税特例の適用を受けるためには、対象設備の取得後、税務申告までに確認書の交付を受ける必要があります。

従いまして、確認の最小単位は設備ごととし、認定導入計画に従って行われる導入の時期と税務申告のタイミングに応じて、基準適合性の確認申請を行う必要があります。

（イメージ（時系列））



本例では、4 回に分けて基準適合性の確認を実施。

【申請書類】 ※提出部数は正本副本の2通。

- 確認申請書（様式第一）
- 申請添付書類（様式第二、様式第三並びに別表第一及び第二に掲げる書類）
- 返信用封筒¹⁷（レターパックなど到着確認ができるものを推奨）

（５）税務申告

対象設備が所在する市町村の課税部局への税務申告に際しては、償却資産申告書等に「①基準適合性の確認書の写し」、「②基準適合性の申請添付書類（様式第二の二、様式第三、別表第一・別表第二に掲げる書類）」及び「③ローカル5G用無線局活用事業に関する地方公共団体への情報提供文書」を添付してください。

（※同一の導入計画において、設備の取得が複数年にまたがり、後年に追加で確認申請を行う場合には、「取得価額の合計額が2億円以下」という要件を確認する観点から、後年の税務申告において、前年及び後年分の①及び②を提出してください。（例：「A. 2022年12月1日に1億円の設備取得」を行ったのち、同一の導入計画内の事業で「B. 2023年4月30日に追加で5千万円の設備取得」を行う場合には、まず、2021年1月の税務申告においてAに係る①及び②を添付し、次に2024年1月の税務申告においてA及びBに係る①及び②を添付することとなります。）

（６）導入計画の変更申請

認定を受けた導入計画を変更するときは、あらかじめ、主務大臣の認定を受けなければなりません。特に、認定を受けた計画に記載された設備の変更・追加等は軽微な変更には該当しませんので、必ず変更申請を行ってください。

一方で、法第9条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた申請書の趣旨を変えないような軽微な変更について、変更申請は不要です。この場合は、変更後速やかに軽微な変更の届出書（様式第六）の提出を行ってください。

変更申請が必要な変更の例	変更申請が不要な変更の例
○特定高度情報通信技術活用システムの種別追加 ○事業概要の変更 など	○設備名称の変更 ○代表者の変更、連絡先担当者の変更 など

軽微な変更該当するか判断がつかない場合は、計画の認定を受けた事業所管省庁にご確認ください。

【申請書類】

- 変更申請書¹⁶（様式第七）
- 認定を受けた計画の写し
- 返信用封筒¹⁷（レターパックなど到着確認ができるものを推奨）

（７）基準適合性確認の変更確認申請

交付を受けた確認書及び申請添付書類に記載された事項を変更したときは、変更確認申請書に当該変更に係る申請添付書類を添えて、主務大臣の確認を受けなければなりません。

例えば、設備等の設置場所の変更を行った場合は、変更確認申請を行ってください。

【申請書類】

- 変更確認申請書（様式第四）
- 当該変更に係る申請添付書類
- 返信用封筒¹⁷（レターパックなど到着確認ができるものを推奨）

３．導入計画に関する申請窓口

【全国５Ｇ】

総務省 総合通信基盤局電波部 移動通信課 TEL：03-5253-5893

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

【ローカル５Ｇ】

P 9, 10に記載の事業所管省庁の例をご確認いただき、導入計画に係る事業の事業所管省庁毎に、主たる基地局の送信所の所在地を管轄する地方局や主たる事務所（本社等）の所在地を管轄する地方局宛てに、それぞれ申請いただくようお願い致します。

申請窓口が不明な場合は、総務省情報流通行政局デジタル経済推進室（TEL：03-5253-5857）又は経済産業省商務情報政策局情報産業課（TEL：03-3501-6944）にお問合せください。

（※なお、ローカル５Ｇ用無線局活用事業に関する地方公共団体への情報提供については、総務省情報流通行政局デジタル経済推進室にお問合せ下さい。）

【総務省】

主たる基地局の送信所の所在地を管轄する総合通信局等へ申請してください。

地方局名	住 所	電話番号・メールアドレス
北海道総合通信局 情報通信連携推進課	〒060-8795 札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-2311 ict_renkei-hokkaido@soumu.go.jp
東北総合通信局 情報通信連携推進課	〒980-8795 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎	022-221-0609 suishin-toh@ml.soumu.go.jp
関東総合通信局 情報通信連携推進課	〒102-8795 千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同庁舎	03-6238-1683 ka-kanto@soumu.go.jp
信越総合通信局 情報通信振興室	〒380-8795 長野市旭町 1108	026-234-9933 shinetsu-event@soumu.go.jp

	長野第一合同庁舎	
東海総合通信局 情報通信連携推進課	〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館	052-971-9316 tokai-renkei-kenkyu@soumu.go.jp
北陸総合通信局 情報通信振興室	〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-233-4431 hokuriku-shinkou@soumu.go.jp
近畿総合通信局 情報通信連携推進課	〒540-8795 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第一号館	06-6942-8584 kinki-5gzeisei@soumu.go.jp
中国総合通信局 情報通信連携推進課	〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36	082-222-3471 renkei-chugoku@soumu.go.jp
四国総合通信局 情報通信振興課	〒790-8795 松山市味酒町 2 丁目 14-4	089-936-5061 shikoku-chousei@soumu.go.jp
九州総合通信局 情報通信連携推進課	〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1	096-326-7318 renk@ml.soumu.go.jp
沖縄総合通信事務所 情報通信課	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B-1 街区 5 階	098-865-2304

【経済産業省】

主たる事務所（本社等）の所在地を管轄する経済産業局へ申請してください。

地方局名	住 所	電話番号・メールアドレス
北海道経済産業局 製造・情報産業課	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎	011-700-2253 bzl-hokkaido-seizojo@meti.go.jp
東北経済産業局 製造産業・情報政策課 (デジタル政策担当)	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1	022-221-4895 bzl-thk-joho@meti.go.jp
関東経済産業局 デジタル経済課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0284 bzl-kanto-it@meti.go.jp
中部経済産業局 次世代産業課情報政策室	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-0570
近畿経済産業局 次世代産業・情報政策課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6966-6008

大阪合同庁舎 1 号館		
中国経済産業局 製造産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 2 号館	082-224-5630
四国経済産業局 製造産業・情報政策課	〒760-8512 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館	087-811-8520 bzl-sik- information@meti.go.jp
九州経済産業局 情報政策課デジタル経済室	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号 福岡合同庁舎本館	092-482-5552 bzl-kyushu-iot@meti.go.jp
沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1730

【送信装置の設置場所を管轄する総合通信局等・主たる事務所（本社等）の所在地を管轄する経済産業局の対比表】

管轄区域	総務省 総合通信局	経済産業省 経済産業局
北海道	北海道総合通信局 情報通信連携推進課	北海道経済産業局 製造・情報産業課
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北総合通信局 情報通信連携推進課	東北経済産業局 製造産業・情報政策課 (デジタル政策担当)
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	関東総合通信局 情報通信連携推進課	関東経済産業局 デジタル経済課
新潟県、長野県	信越総合通信局 情報通信振興室	
静岡県	東海総合通信局	
岐阜県、愛知県、三重県	情報通信連携推進課	中部経済産業局
富山県、石川県	北陸総合通信局	次世代産業課情報政策室
福井県	情報通信振興室	近畿経済産業局 次世代産業・情報政策課
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿総合通信局 情報通信連携推進課	
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	中国総合通信局 情報通信連携推進課	中国経済産業局 製造・情報産業課
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	四国総合通信局 情報通信振興課	四国経済産業局 製造産業・情報政策課

福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州総合通信局 情報通信連携推進課	九州経済産業局 情報政策課デジタル経済室
沖縄県	沖縄総合通信事務所 情報通信課	沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課

【警察庁】

警察庁 生活安全局 生活安全企画課 TEL:03-3581-0141（代表）
 交通局 交通企画課 TEL:03-3581-0141（代表）
 〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2

【金融庁】

金融庁 総合政策局 総務課 TEL：03-3506-6000（内線：3979）
 〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1

【財務省】

（たばこ・塩事業関係）
 財務省 理財局 総務課 たばこ塩事業室 TEL：03-3581-8041（直通）
 〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1
 （酒類業関係）
 国税庁 酒税課 輸出促進室 TEL：03-3581-4161（内 3162）
 〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1

【文化庁】

文化庁 企画調整課 TEL：03-6734-4833
 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

【厚生労働省】

厚生労働省 大臣官房総務課 TEL：03-3595-3049
 〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

【農林水産省】

農林水産省 大臣官房政策課 技術政策室 TEL：03-6744-0408
 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

【国土交通省】

主たる事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方整備局、北海道開発局、
 地方運輸局又は運輸監理部へ申請してください。

(建設に関する事業)

地方局名	住 所	電話番号
北海道開発局 機械課	〒060-8511 札幌市北区北 8 条西 2 札幌第一合同庁舎	011-709-2311
東北地方整備局 企画部 施工企画課	〒980-8602 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟	022-225-2171
関東地方整備局 企画部 施工企画課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎二号館	048-600-1347
北陸地方整備局 企画部 施工企画課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎一号館	025-280-8866
中部地方整備局 企画部 施工企画課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館	052-953-8180
近畿地方整備局 企画部 施工企画課	〒540-8586 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第一号館	06-6920-6023
中国地方整備局 企画部 施工企画課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎二号館	082-511-6358
四国地方整備局 企画部 施工企画課	〒760-8554 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8312
九州地方整備局 企画部 施工企画課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎	092-476-3547
沖縄総合事務局 開発建設部 防災課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎二号館	098-866-1903

(鉄道に関する事業)

地方局名	住 所	電話番号
北海道運輸局 鉄道部 技術課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 札幌第二合同庁舎	011-290-2733
東北運輸局 鉄道部 技術課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1	022-791-7528
関東運輸局 鉄道部 技術第一課／技術第二課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7241/ 045-211-7242
北陸信越運輸局 鉄道部 技術課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-285-9153
中部運輸局 鉄道部 技術課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館	052-952-8032
近畿運輸局 鉄道部 技術課	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6441
中国運輸局 鉄道部 技術課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-228-8798
四国運輸局 鉄道部 技術課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館	087-802-6761
九州運輸局 鉄道部 技術課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-2520
沖縄総合事務局 運輸部 車両安全課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1837

(造船に関する事業)

地方局名	住 所	電話番号
北海道運輸局 海事振興部 旅客・船舶産業課／貨物・港運課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 札幌第二合同庁舎	011-290-1011/ 011-290-1013
東北運輸局 海事振興部 海事産業課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎	022-791-7512
関東運輸局 海事振興部 旅客課／貨物課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7214/ 045-211-7272
北陸信越運輸局 海事部 海事産業課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-285-9156
中部運輸局鉄道部 海事振興部 旅客課／貨物・港運課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館	052-952-8013/ 052-952-8014
近畿運輸局 海事振興部 旅客課／貨物・港運課	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6416/ 06-6949-6417
神戸運輸監理部 海事振興部 旅客課／貨物・港運課	〒650-004 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎 5F・6F	078-321-3146/ 078-321-3147
中国運輸局 海事振興部 船舶産業課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-228-3691
四国運輸局 海事振興部 海運・港運課／船舶産業課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館	087-802-6807/ 087-802-6816
九州運輸局 海事振興部 旅客課／貨物課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-3155/ 092-472-3156
沖縄総合事務局 運輸部 総務運航課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1836

(港湾に関する事業)

地方局名	住 所	電話番号
北海道開発局 機械課	〒060-8511 札幌市北区北 8 条西 2 札幌第一合同庁舎	011-709-2311
東北地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒980-8602 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟	022-716-0004
関東地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒231-8436 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎	045-211-7420
北陸地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎一号館	025-280-8761
中部地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒460-8517 名古屋市中区丸の内 2-1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル	052-209-6329
近畿地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎	078-391-3103
中国地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒730-0004 広島市中区東白島町 14-15 NTT クレド白島ビル	082-511-3908
四国地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒760-8554 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8334
九州地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎	092-418-3380
沖縄総合事務局 開発建設部 港湾空港防災・危機管理課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎二号館	098-866-1906

(港湾運送に関する事業)

地方局名	住 所	電話番号
北海道運輸局 海事振興部 貨物・港運課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 札幌第二合同庁舎	011-290-1013
東北運輸局 海事振興部 海事産業課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎	022-791-7512
関東運輸局 海事振興部 港運課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7215
北陸信越運輸局 海事部 海事産業課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-285-9156
中部運輸局鉄道部 海事振興部 貨物・港運課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館	052-952-8014
近畿運輸局 海事振興部 貨物・港運課	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6417
神戸運輸監理部 海事振興部 貨物・港運課	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎	078-321-3147
中国運輸局 海事振興部 貨物・港運課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-228-3690
四国運輸局 海事振興部 海運・港運課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館	087-802-6808
九州運輸局 海事振興部 港運課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-3157
沖縄総合事務局 運輸部 総務運航課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1836

【主たる事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方整備局、北海道開発局、地方運輸局又は運輸監理部の対比表】

管轄区域	地方整備局等	地方運輸局
北海道	北海道開発局	北海道運輸局
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	東北地方整備局	東北運輸局
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	関東地方整備局 (長野県南部は中部地方整備局)	関東運輸局
長野県		北陸運輸局
新潟県	北陸地方整備局	
富山県、石川県		
静岡県	中部地方整備局	中部運輸局
岐阜県、愛知県、三重県		
福井県	近畿地方整備局	
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、 和歌山県		
兵庫県		神戸運輸監理部（鉄道に関する事業は近畿運輸局）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県	中国地方整備局	中国運輸局
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国地方整備局	四国運輸局
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	九州地方整備局	九州運輸局
沖縄県	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局

【環境省】

環境省大臣官房総務課 TEL : 03-5521-8211

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

（制度全般に関するお問合せ）

総務省情報流通行政局デジタル経済推進室 TEL : 03-5253-5857

経済産業省商務情報政策局情報産業課 TEL : 03-3501-6944

4. 申請書の記載方法

(1) 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

様式第一（第2条第1項関係）

特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

②

主務大臣 名 殿

①

年 月 日

③

住所 代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定高度情報通信技術活用システム導入計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 _____
代表者名（事業者が法人の場合） _____
資本金の額又は出資の総額 _____
常時使用する従業員の数 _____

④ 法人番号 _____
⑤ 日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号 _____
⑥ 担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等） _____

⑦ 2 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第38項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資するものとしての確認申請を行う見込みの有無
有 ・ 無

⑧ 3 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標 _____

⑤ 日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号は、日本標準産業分類を確認の上、該当する中分類の名称と番号（2桁）を記載してください。（二以上に該当する場合は、主たる分類から順に記載してください。）
（例：「情報通信機械器具製造業 30」、「機械器具卸売業 54」、「機械等修理業 90」）

⑥ 本計画の記載に関する問合せをさせていただくこともありますので、必ず連絡の取れる連絡先を記載してください。

⑦ 地方税法附則第15条第38項に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資するものとしての確認申請の対象となる見込みの有無について、記載してください。

① 日付は申請書の提出日を記載してください。

② 事業所管大臣を記載してください。

③ 申請者住所は登記事項証明書の本店所在地を記載してください。
代表者の氏名には役職名も記載してください。

④ 法人番号は登記事項証明書に記載の会社法人等番号ではなく、13桁の法人番号を記載してください。（ハイフン不要）。個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

⑧ 新事業創出・事業革新による社会課題解決等、5 Gシステムの導入によって実現しようとする目標を、後述の5 Gシステムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保という観点に留意しつつ、全国5 G又はローカル5 Gの別とあわせて記載してください。その際、導入を行うシステムの用途（移動携帯事業用途、製造業工場用途、医療機関用途）、設置予定場所についても、併せて記載してください。

（例）本導入計画におけるローカル5 Gシステムを、当社は「建設に関する事業」として、同計画に記載の通り「安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性を確保」の上、「〇〇県〇〇町の建設工事敷地内」で建設機械間の通信用に使用することで、「同地域及び企業のDXの実現促進などに寄与」するものである。

4 特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期

（1）導入を行う特定高度情報通信技術活用システムの内容

⑨

① 認定開発供給計画に係る設備等の詳細

認定開発供給事業者名	開発供給計画認定番号	種別（注1）	型番・型式

（注1）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

（i）全国5 Gシステムの導入を行う場合

ラジオユニットの電気通信設備、ディストリビューテッドユニットの電気通信設備、セントラルユニットの電気通信設備、交換設備、アンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

（ii）ローカル5 Gシステムの導入を行う場合

特定基地局以外の基地局の無線設備、交換設備、自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、伝送路設備、陸上移動局の無線設備等、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

② 認定開発供給計画に係る設備等以外のものの詳細

メーカー	種別（注2）	型番・型式	主な仕様等

（注2）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

（i）全国5 Gシステムの導入を行う場合

交換設備、アンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

（ii）ローカル5 Gシステムの導入を行う場合

鉄塔、電源設備、その他の附属設備

⑨

【全国5 Gの場合】（記載例は次ページ参照）

ラジオユニットの電気通信設備（RU）、ディストリビューテッドユニットの電気通信設備（DU）、セントラルユニットの電気通信設備（CU）及び交換設備の全てを記載してください。

※アンテナ（外付けの場合）、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備は、上記設備と一体として運用されるものであれば、計画認定申請に含めることが可能。

※無線設備（RU、DU、CU。アンテナを含む。）については、開発供給計画の認定を受けたものでなければならない。（開発供給計画の認定を受けた設備の情報等の詳細（型番等）は、経済産業省・総務省より公表される認定開発事業者等にご確認ください。）

【ローカル 5 G の場合】（記載例は次ページ参照）

特定基地局以外の基地局の無線設備（RU、DU 及び CU）及び交換設備の全てを記載してください。

※自営等 BWA の基地局の無線設備、伝送路設備、陸上移動局の無線設備等、鉄塔、電源設備、その他の附属設備は、上記設備と一体として運用されるものであれば、計画認定申請に含めることが可能。

※無線設備（特定基地局以外の基地局の無線設備（RU、DU 及び CU）、自営等 BWA の基地局の無線設備、陸上移動局の無線設備）、交換設備及び伝送路設備については、開発供給計画の認定を受けたものでなければならぬ。（開発供給計画の認定を受けた設備の情報等の詳細（型番等）は、経済産業省・総務省より公表される認定開発事業者等にご確認ください。）

記載例【全国 5 G の場合】

① 認定開発供給計画に係る設備等の詳細

認定開発供給事業者名	開発供給計画認定番号	種別（注 1）	型番・型式
A 株式会社	2020 開 1 総経第 0001 号-1	ラジオユニットの電気通信設備	A-111-222
B 株式会社	2020 開 1 総経第 0001 号-1	ディストリビューテッドユニットの電気通信設備	B-333-444
A 株式会社	2020 開 1 総経第 0001 号-1	セントラルユニットの電気通信設備	C-555-666
A 株式会社	2020 開 1 総経第 0001 号-1	交換設備	D-777-888
C 株式会社	2020 開 1 総経第 0002 号-1	ラジオユニットの電気通信設備	AB-999-000

※ 1 交換設備は、認定開発供給計画を確認の上、クラウド型、オンプレミス型の区分を記載すること。

② 認定開発供給計画に係る設備等以外のものの詳細

メーカー	種別（注 2）	型番・型式	主な仕様等
D 株式会社	伝送路設備	ABC-11-22	
E 株式会社	鉄塔	DEF-33-44	
E 株式会社	電源設備	GHI-55-66	

（主な仕様等の記載例）

交換設備：小規模交換設備用プログラム。ユーザー管理（データ・接続管理等）、セキュリティ管理（認証、認証鍵の管理等）、移動管理（ユーザーの位置管理等）、システム全体の運用管理（輻輳管理等）機能を実装。

アンテナ：RU に外付けの空中線（種別：アクティブフェーズドアレイアンテナ（平面型）、素子数：16）。

伝送路設備：交換設備と基地局を接続するための専用伝送路（光ファイバ（非零分散シフト・シングルモード型））。

鉄塔：基地局設備（RU）及び空中線を搭載するための Om 鉄塔（耐風圧性 OPa）。

電源設備：基地局設備用電源供給器。（出力容量（VA）： 、入力電圧（V）： 、出力電圧（V）： 、出力電流（A）： 、耐雷性： kV）

その他の附属設備：上記のほか、システムの運用等に必要な附属設備。

（カタログ等の添付）

申請書には、上記①及び②について、型番・型式毎に、導入を行う特定高度情報通信技術活用システムを構成する設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要が分かる資料を添付してください。

記載例【ローカル5Gの場合】

①認定開発供給計画に係る設備等の詳細

認定開発供給事業者 名	開発供給計画認定番 号	種別（注1）	型番・型式
F 株式会社	2020 開 1 総経第 0002 号－1	特定基地局以外の基 地局の無線設備	E-999-000
F 株式会社	2020 開 1 総経第 0002 号－1	交換設備	F-111-222
G 株式会社	2020 開 1 総経第 0002 号－1	自営等広帯域移動無 線アクセスシステム の基地局の無線設備	G-333-444
G 株式会社	2020 開 1 総経第 0003 号－1	特定基地局以外の基 地局の無線設備	H-555-666
G 株式会社	2020 開 1 総経第 0003 号－1	陸上移動局の無線設 備	I-777-888

※1 交換設備は、認定開発供給計画を確認の上、クラウド型、オンプレミス型の区分を記載すること。

②認定開発供給計画に係る設備等以外のものの詳細

メーカー	種別（注2）	型番・型式	主な仕様等
H 株式会社	鉄塔	EFG-11-22	
H 株式会社	電源設備	HIJ-33-44	

（主な仕様等の記載例）

鉄塔：基地局設備(RU)及び空中線を搭載するためのOm鉄塔（耐風圧性OPa）。

電源設備：基地局設備用電源供給器。（出力容量(VA)： 、入力電圧(V)： 、出力電圧(V)： 、出力電流(A)： 、耐雷性： kV)

その他の附属設備：上記のほか、システムの運用等に必要な附属設備。

（カタログ等の添付）

申請書には、上記①及び②について、型番・型式毎に、導入を行う特定高度情報通信技術活用システムを構成する設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要が分かる資料を添付してください。

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

項目		確保措置の内容
安全性・信頼性	サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、事業所管省庁に対して速やかに報告を行うための体制の整備	⑩
	サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、関係主体に対して適切な情報共有を行うための体制の整備	⑪
	サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施	⑫
供給安定性	システムの導入に係る国内関係法令の遵守 (注3) ⑬	☐ システムの導入に係る国内関係法令（電波法、電気通信事業法等）を遵守する。
	保守及び管理を適切に行うために必要な方針等の整備の確認	⑭
オープン性	マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性の確保	⑮

(注3) システムの導入に係る国内関係法令を遵守している場合は、□にレ印を付けること。

⑯ (3) 地方税法附則第15条第38項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資する保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制の確保の内容

⑰ (4) 特定高度情報通信技術活用システムの導入の実施時期

⑩～⑰記載例は次ページを参照。

	記載要領
⑩	発生したサイバーセキュリティ上の事案について、必要に応じて所管省庁等に速やかに報告を行うための組織内の体制が確保されていること【体制の説明資料】
⑪	発生したサイバーセキュリティ上の事案について、必要に応じて関係主体に対して情報共有を行うための組織内の体制が確保されていること【体制の説明資料】
⑫	【全国 5 G】 5 Gの開設計画の認定を受けた事業者であること【開設計画の認定を受けていることの確認書類】 「5 G導入のための特定基地局の開設に関する指針」に留意していること 【ローカル 5 G】 「ローカル 5 G導入ガイドライン」に留意していること
⑬	電波法、電気通信事業法などを含む国内関係法令を遵守することとしていること
⑭	【全国 5 G】 「5 G導入のための特定基地局の開設に関する指針」に留意していること 【ローカル 5 G】 「ローカル 5 G導入ガイドライン」に留意していること
⑮	導入する設備が開発供給計画の認定を受けたものであること (例) 4 (1) ①の記載のとおり、当社が導入する予定の 5 G システムは開発供給計画の認定を受けたものである。

⑯ 「2 地方税法附則第 15 条第 38 項に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資するものとしての確認申請を行う見込みの有無」で「有」を選択した場合のみ記載してください。

(記載内容)

特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に関し、認定開発供給事業者が日本国内に保守及び管理の拠点を有していること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者との提携により保守及び管理を実施できる体制を確保していることについて説明してください。

(例)

認定開発事業者である××社が特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に関し、認定開発供給事業者が日本国内に保守及び管理の拠点を有していること（又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者との提携により保守及び管理を実施できる体制を確保していること）を、令和〇年〇月〇日に書面により××社に確認済。

⑰

【ローカル 5 G の場合】

設備の取得時期（予定）、事業の用に供する時期（予定）を記載してください。また、設備ごとに時期が異なる場合には、設備ごとに記載してください。

(例) 設備の取得時期（予定）：2020 年 10 月、事業の用に供する時期（予定）2020 年 11 月

5 特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法

18

調達方法		(単位：百万円)				
費用		政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	備考
特定高度情報通信技術活用システムの導入に必要な資金の合計額						
特定高度情報通信技術活用システムの導入に必要な資金の額	年度					
	年度					
	年度					
	年度					
	年度					

(注4)「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

(注5) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

6 期待する支援措置等

19

(1) 期待する支援措置

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）		
中小企業投資育成株式会社法の特例		
中小企業信用保険法の特例		
株式会社日本政策金融公庫（中小事業）の貸付（低利融資）		

20

(2) 支援措置の対象とする設備（上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金額	導入する設備等の種類	数量	単価	金額	設置場所
年度						
年度						
年度						
合計額						

18 <その他>欄に金額を記載する場合は、<備考>欄に政府関係金融機関・民間金融機関・自己資金以外の調達先名称及び金額の内訳を明記してください。また、本記載欄については、設備投資額その他、クラウド利用料やコンサルティング費用等の費用についても実施に必要な資金に含めて記載してください。

政府関係金融機関からの借入れに運転資金（クラウド利用料やコンサルティング費用等の費用を含む。）が含まれる場合は、運転資金であることが分かるように記載してください。また、共同申請の場合には、事業者ごとに必要な資金の額等が分かるように別々に記載してください。

【例】（Ａ社）（共同申請の場合には、事業者名を記載してください）

調達方法 費用		政府関係金融機関からの借入れ
特定高度情報通信技術活用 システムの導入に必要な資 金の合計額		５０ ５０（運転資金）
特定高度情報通信 技術活用システム の導入に必要な資 金の額	2020 年度	２０ ３０（運転資金）
	2021 年度	３０ ２０（運転資金）

⑰期待する支援措置等の全てに○をつけてください。また、株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）及び株式会社日本政策金融公庫（中小事業）の貸付（低利融資）の両方を記載する場合には、⑱の「政府関係金融機関からの借入れ」において、いずれの支援措置を期待するのか分かるように明示してください。

【例】

調達方法 費用		政府関係金融機関からの借入れ
特定高度情報通信技術活用 システムの導入に必要な資 金の合計額		１００（ツーステップローン） ３０（低利融資） ２０（運転資金、低利融資）
特定高度情報通信 技術活用システム の導入に必要な資 金の額	2020 年度	７０（ツーステップローン） ３０（低利融資）
	2021 年度	３０（ツーステップローン） ２０（運転資金、低利融資）

⑳⑰で支援措置を希望した場合、当該支援措置の対象とする設備について各欄を記載してください。

【添付書類】

申請書の提出には、以下に記載する書類を添付して提出してください。

- 1－(1) 定款（これに準ずるものを含む。）の写し
- 1－(2) 登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
- 2－(1) 事業報告の写し又はこれに準ずるもの
- 2－(2) 貸借対照表又はこれに準ずるもの
- 2－(3) 損益計算書又はこれに準ずるもの
- 3 計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳

※最新の資料を提出ください。

※事業報告書内に貸借対照表等や損益計算書等が含まれる場合は、事業報告書のみの提出で結構です。

(2) 認定導入計画の変更申請書

様式第七 (第4条第2項関係)

② 主務大臣 名 殿	認定導入計画の変更申請書 ① 年 月 日 ③ 住所 名 称 代 表 者 の 氏 名
年 月 日付けで認定を受けた認定導入計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。 記	
④	1. 導入計画認定番号 2. 変更事項 3. 変更事項の内容 (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (記載要領) 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

① 日付は申請書の提出日を記載してください。

② 事業所管大臣を記載してください。

③ 申請者住所は登録簿謄本の本店所在地を記載してください。

代表者の氏名には役職名も記載してください。

④ 変更事項の内容については、対比表を用いるなど、変更前後で変更内容が分かるよう具体的に記載してください。また、変更箇所が多岐に渡る場合は、変更箇所のリストを添付してください。

変更申請が必要な変更の例
○特定高度情報通信技術活用システムの種別追加
○事業概要の変更 など

(3) 認定導入計画の軽微な変更の届出書

様式第六 (第4条第1項関係)

認定導入計画の軽微な変更の届出書	
② 主務大臣 名 殿 年 月 日 年 月 日付けで認定を受けた認定導入計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、第4条第1項の規定に基づき届け出ます。 記 ④ 1. 導入計画認定番号 2. 変更事項 3. 変更事項の内容 (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (記載要領) 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。	① 年 月 日 ③ 住所 名 称 代 表 者 の 氏 名

① 日付は申請書の提出日を記載してください。

② 事業所管大臣を記載してください。

③ 申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。
代表者の氏名には役職名も記載してください。

④ 変更事項の内容については、対比表を用いるなど、変更前後で変更内容が分かるよう具体的に記載してください。また、変更箇所が多岐に渡る場合は、変更箇所のリストを添付してください。

軽微な変更の例

○設備名称の変更

○代表者の変更、連絡先担当者の変更 など

軽微な変更に該当するか判断がつかない場合は、計画の認定を受けた事業所管省庁等にご確認ください。

(4) 認定導入計画の実施状況報告書

様式第十四 (第7条関係)

②

認定導入計画の実施状況報告書

①

年 月 日

主務大臣 名 殿

③

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた認定導入計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

④

1. 導入計画認定番号

⑤

2. 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標の達成状況

3. 実施した特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

①日付は申請書の提出日を記載してください。

②事業所管大臣を記載してください。

③申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。

代表者の氏名には役職名も記載してください。

④ 認定申請書「3 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標」で記載いただいた目標について、その達成状況を記載してください。

⑤ 認定を受けた導入計画に基づいて、実施した特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容について、具体的に記載してください。

(5) ローカル5G用無線局活用事業に関する地方公共団体への情報提供文書

○ローカル5G用無線局活用事業に関する地方公共団体への情報提供文書の作成

- ・事業者は、「ローカル5G用無線局活用事業に関する地方公共団体への情報提供文書」を作成します。
- ・情報提供文書は、1つの事業ごとに作成してください。複数の基地局を活用して1つの事業を実施する場合は、1つにまとめて送付します。
- ・情報提供文書の記載事項及び添付資料は以下のとおりです。

(i) 情報提供文書の記載事項

1. ローカル5G用無線局活用事業の実施主体
2. ローカル5Gを活用して実施する事業の内容
 - (1) 実施しようとする事業の内容
 - (2) 事業開始予定時期
 - (3) 事業実施場所
3. 実施体制（※免許申請者とローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体が異なる場合は、両者について記載）
4. 実施スケジュール（見込み）（※免許申請者とローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体が異なる場合は、両者について記載）
5. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく認定導入計画の日付及び導入計画認定番号（※変更の認定がある場合は、変更の認定の日付及び変更後の導入計画認定番号）

(ii) 添付資料

参考資料「活用するローカル5G用無線局の一覧（予定）」

- ・様式例を用いて、記載方法及び記載例を一例として示します。情報提供文書の作成にあたっての留意事項も記載しておりますので、確認の上、記載してください。

【様式例（ローカル5G用無線局活用事業に関する地方公共団体への情報提供文書）】

①	(様式例)	年 月 日				
①	〇〇市町 〇〇 〇〇 殿					
①		ローカル5G用無線局活用事業について				
①		<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td>△△△△株式会社</td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td>代表取締役 △△ △△</td> </tr> </table>	名 称	△△△△株式会社	代表者氏名	代表取締役 △△ △△
名 称	△△△△株式会社					
代表者氏名	代表取締役 △△ △△					
下記のとおり地域社会の諸課題の解決に寄与するローカル5G用無線局活用事業を実施いたしますので、ご了解のほどお願いします。						
記						
①		1. ローカル5G用無線局活用事業の実施主体 名 称：株式会社×××× 代表者氏名：代表取締役 ×× ×× 所 在 地：××県××市×丁目××-××				
②		2. ローカル5Gを活用して実施する事業の内容 (1) 実施しようとする事業の内容 主たる用途が住宅用のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供する事業 (2) 事業開始予定時期 ※ 免許取得後、実際にローカル5Gを活用して事業を開始する予定時期を記載。 令和7年8月頃 (3) 事業実施場所 ※ 具体的に住所を記載。 〇〇市〇〇1-2-3				

<留意事項>

- ① 宛名は、事業実施区域の市町村長を記載してください。官職名が記載されていれば、氏名は省略可。申請者名は、ローカル5G用無線局の免許申請者を記載してください。代理人が免許申請を行う場合も、代理人ではなく、免許申請者を記載してください。
- ① 「ローカル5G用無線局活用事業の実施主体」とは、ローカル5Gを活用して行う地域社会の諸課題の解決に寄与する事業を実施する事業者を指します。申請者と同一事業者の場合も、異なる事業者の場合も、必要事項を記載してください。
- ② 「(2) 事業開始予定時期」は、無線局免許の取得予定時期ではなく、実際にローカル5Gを活用して実施する事業を開始する予定時期を記載してください。

③

3. 実施体制

※ 無線従事者等について明記。

※ 免許申請者と「1. ローカル5G用無線局活用事業の実施主体」が異なる場合は、両者の実施体制を記載。

ローカル5Gを導入して実施する事業実施体制は以下のとおりであり、適切な人員を確保している。

【免許申請者】

責任者 1人（※無線従事者）、設備監視者 1人

【ローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体】

責任者 1人、事業従事者 ○人

④

4. 実施スケジュール（見込み）

※ 免許申請者と「1. ローカル5G用無線局活用事業の実施主体」が異なる場合は、両者の実施スケジュールを記載。

【免許申請者】

令和7年8月 事業開始

事業運用、データ蓄積、設備監視、保守等

令和7年11月 ……

【ローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体】

令和7年8月 事業開始

事業運用、データ蓄積

令和7年11月 ……

⑤

5. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく認定導入計画の日付及び導入計画認定番号（変更の認定の日付及び変更後の導入計画認定番号）

認定の日付：令和7年○月○日

導入計画認定番号：2025 導1 総1 第0000号ー1

（変更の認定の日付： 年 月 日）

（変更後の導入計画認定番号： 号）

<留意事項>

- ③ 免許申請者と「1. ローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体」が異なる場合は、両者の実施体制を記載してください。なお、無線従事者についても明記してください。
- ④ ③と同様、免許申請者と「1. ローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体」が異なる場合は、両者の実施スケジュール（見込み）を記載してください。
- ⑤ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく認定導入計画の日付及び導入計画認定番号を記載してください。変更の認定がある場合は、変更の認定の日付及び変更後の導入計画認定番号も記載してください。

【様式例（参考資料「活用するローカル５G用無線局の一覧（予定）」）】

(参考資料)

活用するローカル５G用無線局の一覧（予定）

１．基地局

	無線設備の設置場所	送受信空中線の位置	無線局免許申請 予定年月日	備考
1	〇〇市〇〇 1-2-3	東経 度 分 秒 北緯 度 分 秒	年 月 日	
2				
3				

２．陸上移動局

	無線設備の常置場所	移動範囲	無線局免許申請 予定年月日	無線局 の数	備考
1	〇〇市〇〇 1-2-3	〇〇養鶏場の敷地内	年 月 日	20 局	
2					
3					

<留意事項>

- ①添付資料（参考資料「活用するローカル５G用無線局の一覧（予定）」）は、市町村が整備予定の設備を把握するための参考資料です。
- ②記載した内容に変更が生じた場合は、市町村に提出済みの添付資料の差し替えを提出してください。
- ③差し替えの手間を削減するためにも、事業計画提出段階で可能な限り正確に記載してください。

○ローカル５Ｇ用無線局活用事業に関する市町村への情報提供（１．（５）③）

（ｉ）提出書類

- ローカル５Ｇ用無線局活用事業に関する市町村への情報提供文書
- 添付資料（参考資料「活用するローカル５Ｇ用無線局の一覧（予定）」）

（ii）提出先

- 事業実施区域が含まれる市町村

※担当部署は市町村によって異なります。事前に市町村へお問い合わせください。

(6) 基準適合性の確認申請書

【様式第一】

認定導入計画に従って導入した特定高度情報通信技術活用システムの導入が 基準に適合するものであることの確認申請書	
(総務大臣) 殿	
① 申請年月日	年 月 日
② 住所	ふりがな 住所 ふりがな 申請者名 (連絡先 電話番号： 担当者：)
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第9条第1項 に基づき認定された認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの 導入について、地方税法附則第15条第38項の規定に基づく基準に適合することの確認を 受けたので、別紙の書類を添えて申請します。	
1 認定導入計画の認定の日付及び導入計画認定番号 (特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第10条 第1項の規定により変更の認定を受けた場合は、変更の認定の日付及び変更後の導入 計画認定番号も併せて記載する。) 認定の日付： 年 月 日 導入計画認定番号： 号 (変更の認定の日付： 年 月 日) (変更後の導入計画認定番号： 号)	
2 添付書類 (1) 様式第二 (2) 様式第三 (3) 別表第一に掲げる書類 (4) 別表第二に掲げる書類	
本申請に係る様式第二及び様式第三の特定高度情報通信技術活用システムは、地方税法附 則第15条第38項の規定に基づく基準に適合するものであることを証明します。 第 号 年 月 日	

①申請書の提出日を記載
してください。

②法人の場合は名称と代
表者の氏名を記載してく
ださい。

申請者住所は登記簿謄本
の本店所在地を記載して
ください。

また、本申請の記載に関
する問合せをさせていた
だくこともありますの
で、必ず連絡の取れる連
絡先を記載してくださ
い。

【様式第二】

一 無線設備

	局種	無線局の 免許の番号 ・日付	設置場所又は 常置場所	設備取得の日 付／ 事業供用の日 付	適切な提供及び 維持管理に特に 資するもの	早期の普及に特 に資するもの
1	☐ 基地局 ☐ 陸上移動局				該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐
2	☐ 基地局 ☐ 陸上移動局				該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐

③

二 附属設備

	附属設備の 種類	附属設備の設 置場所	設備取得の日 付／ 事業供用の日 付
3	☐ 交換設備 ☐ 伝送路設備		
4	☐ 交換設備 ☐ 伝送路設備		

④

③

➤ 「局種」、「適切な提供及び維持管理に特に資するもの」及び「早期の普及に特に資するもの」は、それぞれ該当する項目をチェックしてください。なお、補助金等の交付を受けて導入した設備については、「早期の普及に特に資するもの」に該当しません。補助金等の交付を受けずに導入した「主たる用途が住宅用のインターネットサービスの提供であるもの」のみが「早期の普及に特に資するもの」に該当します。

➤ 「無線局の免許の番号・日付」及び「設置場所又は常置場所」は、無線局免許状に記載されている免許の番号、日付及び設置場所／常置場所を記載してください。（陸上移動局の包括免許の場合は、設置場所／常置場所の記載は不要です。）

➤ 「設備取得の日付／事業供用の日付」は、当該設備を取得した日付（例：工事完了後の検収日）及び当該設備を実際に事業の用に供した日付（例：商用運用開始日）を記載してください。

④

- 「附属設備の種類」は、該当する項目をチェックしてください。
- 「附属設備の設置場所は、当該附属設備の設置場所を記載してください。
- 「設備取得の日付／事業供用の日付」は、当該附属設備を取得した日付（例：工事完了後の検収日）及び当該附属設備を実際に事業の用に供した日付（例：商用運用開始日）を記載してください。

③及び④ 記載例

一 無線設備

	局種	無線局の 免許の番号 ・日付	設置場所又は 常置場所	設備取得の日 付／ 事業供用の日 付	適切な提供及び 維持管理に特に 資するもの	早期の普及に特 に資するもの
1	☒ 基地局 ☐ 陸上移動局	関基第〇〇号 R4. 9. 25	〇〇県 △△市 □□町 ×-×-×	R4. 9. 30 ／ R4. 10. 1	該当 ☒ 非該当 ☐	該当 ☒ 非該当 ☐
2	☐ 基地局 ☒ 陸上移動局	関基第〇〇号 R4. 9. 25	〇〇県 △△市 □□町 ×-×-×	R4. 9. 30 ／ R4. 10. 1	該当 ☒ 非該当 ☐	該当 ☒ 非該当 ☐

二 附属設備

	附属設備の 種類	附属設備の設 置場所	設備取得の日 付／ 事業供用の日 付
3	☒ 交換設備 ☐ 伝送路設備	〇〇県 △△市 □□町 ×-×-×	R4. 9. 30 ／ R4. 10. 1
4	☐ 交換設備 ☒ 伝送路設備	〇〇県 △△市 □□町 ×-×-×	R4. 9. 30 ／ R4. 10. 1

【様式第三】

⑤

様式第二の一又は様式第二の二の対応番号	設備等名称	製造者名／型式	取得単価	数量（個） 距離（m）	総額	備考 添付書類との紐付け

⑤

➤ 「様式第二の対応番号」は、記載する設備について様式第二で対応する番号を記載してください。

➤ 「設備等名称」、「製造者名／型式」、「取得単価」、「数量（個）距離（m）」、「総額」については、当該設備について各詳細を記載してください。

➤ 「備考 添付書類との紐付け」は、当該設備に対応する添付書類を記載してください。なお、全国5Gシステムについては、以下に記載の資料についても添付が必要です。

⑤ 記載例

様式第二の一又は様式第二の二の対応番号	設備等名称	製造者名／型式	取得単価	数量（個） 距離（m）	総額	備考 添付書類との紐づけ
1	特定基地局以外の基地局の無線設備（RU）	F株式会社 ／ E-999-000-1	5,000,000 円	1 個	5,000,000 円	別添1_免許状1 別紙3_用途整理表 別添4_体制図 別添5_仕様書等1
1	特定基地局以外の基地局の無線設備（DU）	F株式会社 ／ E-999-000-2	10,000,000 円	1 個	10,000,000 円	別添1_免許状1 別紙3_用途整理表 別添4_体制図 別添6_仕様書等2
1	特定基地局以外の基地局の無線設備（CU）	F株式会社 ／ E-999-000-3	10,000,000 円	1 個	10,000,000 円	別添1_免許状1 別紙3_用途整理表 別添4_体制図 別添7_仕様書等3
2	陸上移動局の無線設備（通信モジュール）	G株式会社 ／ I-777-888	200,000円	3 0 個	6,000,000 円	別添1_免許状2 別紙3_用途整理表 別添4_体制図 別添8_仕様書等4
3	交換設備	F株式会社 ／ F-111-222	20,000,000 円	1 個	20,000,000 円	別紙3_用途整理表 別添4_体制図 別添9_仕様書等5
4	伝送路設備（光ファイバーを用いたもの）	D株式会社 ／ ABC-33-44	10,000円	1 00m	1,000,000 円	別紙3_用途整理表 別添4_体制図 別添 10_仕様書等 6

※確認手続に係る申請添付書類について

確認手続に係る申請添付書類として、提出が必要な書類については、「地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づく総務大臣の確認に関する手続」（令和7年総務省告示第130号）別表第一（基準を満たす特定高度情報通信技術活用システムであることを示す添付書類）及び別表第二（認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入であること等を示す添付書類）に定められています。確認申請にあたっては、以下の添付書類をそれぞれ合わせて提出してください。

○別表第一

- ・電波法第十四条に規定する免許状の写し
- ・特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に関して、（当該特定高度情報通信技術活用システムに係る認定開発供給事業者が）日本国内に保守及び管理の拠点を有していること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者との提携等により維持管理等の体制が確保されているものであることを証明する書類（例：保守管理の拠点に関する説明資料、保守・管理についての国内企業との連携に関する書類（契約書等）など）
- ・導入を行うローカル5Gシステムの主たる用途が住宅用のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（電気通信事業報告規則第1条第2項第9号の2に規定するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスをいう。）を提供するものであることを証明する書類（例：無線局の免許ごとに当該ローカル5Gシステム導入の目的（概要）を整理した表。）

「無線局の免許ごとに当該ローカル5Gシステム導入の目的（概要）を整理した表」の例

様式第二の二における無線局の免許の番号	当該ローカル5Gシステム導入の目的
関基第〇〇号	・住宅用のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの提供
関基第〇△号	・同上
関基第◇×号	・同上
⋮	⋮

※同一免許において目的が複数ある場合は、主たるものに（主たる目的）と記載してください。

○別表第二

以下の表の左欄に記載される設備の区分に応じて、右欄に記載される書類を提出してください。

設備名称	添付書類
基地局の無線設備 陸上移動局の無線設備	1 当該設備の仕様を示す書類 2 様式第三（システムの詳細）に記載されている事項（名称、製造者名／型式、取得単価、数量・距離、総額）を確認できる書類
交換設備	1 当該設備の仕様を示す書類 2 様式第三（システムの詳細）に記載されている事項（名称、製造者名／型式、取得単価、数量・距離、総額）を確認できる書類
伝送路設備（光ファイバーを用いたもののみ）	1 当該設備の仕様を示す書類 2 基地局の無線設備と交換設備を接続するものであることを示すネットワーク構成図等の書類 3 様式第三（システムの詳細）に記載されている事項（名称、製造者名／型式、取得単価、数量・距離、総額）を確認できる書類

(7) 基準適合性の変更確認申請書

【様式第四】

認定導入計画に従って導入した特定高度情報通信技術活用システムが 基準に適合するものであることの変更確認申請書	
(総務大臣) 殿	
①	申請年月日 年 月 日
②	住所 申請者名 (連絡先 電話番号: 担当者:)
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第9条第1項 の規定に基づき認定された認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用シス テムの導入について地方税法附則第15条第38項の規定に基づき基準に適合することの確 認を受けた事項について、変更の確認を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。	
③	1 変更した箇所
	2 変更した理由
④	3 添付書類 (当該変更に係る申請添付書類のみ添付)
本申請に係る様式第二及び様式第三の特定高度情報通信技術活用システムは、地方税法附 則第15条第38項の規定に基づく基準に適合するものであることを証明します。 第 号 年 月 日	

①申請書の提出日を
記載してください。

②法人の場合は名称
と代表者の氏名を記
載してください。
申請者住所は登記簿
謄本の本店所在地を
記載してください。
また、本申請の記載に
関する問合せをさせ
ていただくこともあ
りますので、必ず連絡
の取れる連絡先を記
載してください。

③ 変更事項の内容については、対比表を用いるなど、変更前後で変更内容が分かるよう具体的に記載し
てください。また、変更箇所が多岐に渡る場合は、変更箇所のリストを添付してください。

④ 確認手続に係る申請添付書類について、当該変更に係る申請添付書類を添付してください。

参考 1. 各種様式

(1) 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

様式第一 (第 2 条第 1 項関係)

特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定高度情報通信技術活用システム導入計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称

代表者名 (事業者が法人の場合)

資本金の額又は出資の総額

常時使用する従業員の数

法人番号

日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号

担当者連絡先 (所属、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等)

2 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 附則第 15 条第 38 項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資するものとしての確認申請を行う見込みの有無

有 ・ 無

3 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標

参考 1. 各種様式

(1) 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

4 特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期

(1) 導入を行う特定高度情報通信技術活用システムの内容

① 認定開発供給計画に係る設備等の詳細

認定開発供給事業者名	開発供給計画 認定番号	種別（注 1）	型番・型式

（注 1）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

（i）全国 5 G システムの導入を行う場合

ラジオユニットの電気通信設備、ディストリビューテッドユニットの電気通信設備、セントラルユニットの電気通信設備、交換設備、アンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

（ii）ローカル 5 G システムの導入を行う場合

特定基地局以外の基地局の無線設備、交換設備、自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、伝送路設備、陸上移動局の無線設備等、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

② 認定開発供給計画に係る設備等以外のものの詳細

メーカー	種別（注 2）	型番・型式	主な仕様等

（注 2）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

（i）全国 5 G システムの導入を行う場合

交換設備、アンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

（ii）ローカル 5 G システムの導入を行う場合

鉄塔、電源設備、その他の附属設備

参考 1. 各種様式

(1) 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

項目		確保措置の内容
安全性・信頼性	サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、事業所管省庁に対して速やかに報告を行うための体制の整備	
	サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、関係主体に対して適切な情報共有を行うための体制の整備	
	サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施	
供給安定性	システムの導入に係る国内関係法令の遵守（注 3）	☐ システムの導入に係る国内関係法令（電波法、電気通信事業法等）を遵守する。
	保守及び管理を適切に行うために必要な方針等の整備の確認	
オープン性	マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性の確保	

（注 3） システムの導入に係る国内関係法令を遵守している場合は、□にレ印を付けること。

(3) 地方税法附則第 15 条第 38 項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資する保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制の確保の内容

(4) 特定高度情報通信技術活用システムの導入の実施時期

参考 1. 各種様式

(1) 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

5 特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
特定高度情報通信技術活用システムの導入に必要な資金の合計額							
特定高度情報通信技術活用システムの導入に必要な資金の額	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

(注4) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

(注5) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

6 期待する支援措置等

(1) 期待する支援措置

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）		
中小企業投資育成株式会社法の特例		
中小企業信用保険法の特例		
株式会社日本政策金融公庫（中小事業）の貸付（低利融資）		

(2) 支援措置の対象とする設備（上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金額	導入する設備等の種類	数量	単価	金額	設置場所
年度						
年度						
年度						
合計額						

参考 1. 各種様式

(1) 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

添付書類目次

添付書類

1－(1)	定款（これに準ずるものを含む。）の写し
1－(2)	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
2－(1)	事業報告の写し又はこれに準ずるもの
2－(2)	貸借対照表又はこれに準ずるもの
2－(3)	損益計算書又はこれに準ずるもの
3	計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

参考 1. 各種様式

(2) 認定導入計画の変更申請書

様式第七 (第 4 条第 2 項関係)

認定導入計画の変更申請書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた認定導入計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 導入計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

参考 1. 各種様式

(3) 認定導入計画の軽微な変更の届出書

様式第六 (第 4 条第 1 項関係)

認定導入計画の軽微な変更の届出書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた認定導入計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、第 4 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 導入計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

参考 1. 各種様式

(4) 認定導入計画の実施状況報告書

様式第十四 (第 7 条関係)

認定導入計画の実施状況報告書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた認定導入計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 導入計画認定番号
2. 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標の達成状況
3. 実施した特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

参考 1. 各種様式

(5) ローカル 5 G 用無線局活用事業に関する地方公共団体への情報提供文書

(様式例)

年 月 日

殿

ローカル 5 G 用無線局活用事業について

名 称

代表者氏名

下記のとおり地域社会の諸課題の解決に寄与するローカル 5 G 用無線局活用事業を実施いたしますので、ご了解のほどお願いします。

記

1. ローカル 5 G 用無線局活用事業の実施主体

名 称：

代表者氏名：

所 在 地：

2. ローカル 5 G を活用して実施する事業の内容

(1) 実施しようとする事業の内容

主たる用途が住宅用のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供する事業

(2) 事業開始予定時期

※ 免許取得後、実際にローカル 5 G を活用して事業を開始する予定時期を記載。

(3) 事業実施場所

※ 具体的に住所を記載。

3. 実施体制

※ 無線従事者等について明記。

※ 免許申請者と「1. ローカル 5 G 用無線局活用事業の実施主体」が異なる場合は、両者の実施体制を記載。

4. 実施スケジュール（見込み）

※ 免許申請者と「1. ローカル 5 G 用無線局活用事業の実施主体」が異なる場合は、両者の実施スケジュールを記載。

5. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく認定導入計画の日付及び導入計画認定番号（変更の認定の日付及び変更後の導入計画認定番号）

認定の日付： 年 月 日

導入計画認定番号： 号

(変更の認定の日付： 年 月 日)

(変更後の導入計画認定番号： 号)

参考 1. 各種様式

(5) ローカル 5 G 用無線局活用事業に関する地方公共団体への情報提供文書

(参考資料)

活用するローカル 5 G 用無線局の一覧 (予定)

1. 基地局

	無線設備の設置場所	送受信空中線の位置	無線局免許申請 予定年月日	備考
1				
2				
3				

2. 陸上移動局

	無線設備の常置場所	移動範囲	無線局免許申請 予定年月日	無線局 の数	備考
1					
2					
3					

参考 1. 各種様式

(6) 基準適合性の確認申請書

様式第一 (第二条関係)

認定導入計画に従って導入した特定高度情報通信技術活用システムが
基準に適合するものであることの確認申請書

(総務大臣) 殿

申請年月日 年 月 日

ふり がな
住 所
ふ り が な
申請者名

(連絡先 電話番号 : 担当者 :)

長
辺

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第9条第1項に基づき認定された認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入について、地方税法附則第15条第38項の規定に基づく基準に適合することの確認を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

1 認定導入計画の認定の日付及び導入計画認定番号

(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第10条第1項の規定により変更の認定を受けた場合は、変更の認定の日付及び変更後の導入計画認定番号も併せて記載する。)

認定の日付 : 年 月 日

導入計画認定番号 : 号

(変更の認定の日付 : 年 月 日)

(変更後の導入計画認定番号 : 号)

2 添付書類

(1) 様式第二

(2) 様式第三

(3) 別表第一に掲げる書類

(4) 別表第二に掲げる書類

本申請に係る様式第二及び様式第三の特定高度情報通信技術活用システムは、地方税法附則第15条第38項の規定に基づく基準に適合するものであることを証明します。

第 号

年 月 日

(総務大臣 名)

参考 1. 各種様式

(6) 基準適合性の確認申請書

様式第二（確認を受けようとする特定高度情報通信技術活用システム一覧）

一 無線設備

長
辺

	局種	無線局の 免許の番号 ・日付	設置場所又は 常置場所	設備取得の 日付／ 事業供用の 日付	適切な提供及 び維持管理に 特に資するも の	早期の普及に 特に資するも の
1	☐ 基地局 ☐ 陸上移動局				該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐
2	☐ 基地局 ☐ 陸上移動局				該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐

二 附属設備

長
辺

	附属設備の 種類	附属設備の 設置場所	設備取得の 日付／ 事業供用の 日付
3	☐ 交換設備 ☐ 伝送路設備		
4	☐ 交換設備 ☐ 伝送路設備		

短

辺

（日本産業規格A4）

参考 1. 各種様式

(6) 基準適合性の確認申請書

様式第三（第二条関係）（確認を受けようとする特定高度情報通信技術活用システム一覧（詳細））

様式第二の 対応番号	設備等名称	製造者名／ 型式	取得単価	数量（個） 距離（m）	総額	備考 添付書類と の紐づけ

長
辺

短

辺

（日本産業規格 A 4）

参考 1. 各種様式

(6) 基準適合性の確認申請書

別表第一（第二条関係）（基準を満たす特定高度情報通信技術活用システムであることを示す添付書類）

基 準	添 付 書 類
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第五号に規定する無線局の免許を受けた者が当該免許に係る無線通信の業務の用に供するために導入した特定高度情報通信技術活用システム（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等の交付を受けて導入したものを除く。）であること。	電波法第十四条に規定する免許状の写し
特定高度情報通信技術活用システムの保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制を確保するため、当該特定高度情報通信技術活用システムの導入に係る認定開発供給事業者が日本国内に保守及び管理の拠点を有していること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者（法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理を行う者に限る。）との提携等により保守及び管理を実施できる体制を確保しているものであること。	特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に関して、日本国内に保守及び管理の拠点を有していること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者との提携等により維持管理等の体制が確保されているものであることを証明する書類
総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年総務省・経済産業省令第二号）第二条第二号に規定するローカル 5 G システムを導入する場合にあっては、導入を行う当該システムの主たる用途が住宅用のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第九号の二に規定するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスをいう。）を提供するものであること。	導入を行うローカル 5 G システムの主たる用途が住宅用のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第九号の二に規定するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスをいう。）を提供するものであることを証明する書類

参考 1. 各種様式

(6) 基準適合性の確認申請書

別表第二（第二条関係）（認定導入計画に従って導入した特定高度情報通信技術活用システムであること等を示す添付書類）

特定高度情報通信技術活用システムに係る設備	添 付 書 類
一 基地局の無線設備 陸上移動局の無線設備	1 当該設備の仕様を示す書類 2 様式第三の表に記載されている事項を確認できる書類
二 交換設備	1 当該設備の仕様を示す書類 2 様式第三の表に記載されている事項を確認できる書類
三 伝送路設備（光ファイバを用いたものに限る。）	1 当該設備の仕様を示す書類 2 基地局の無線設備と交換設備を接続するためのものであることを示すネットワーク構成図等の書類 3 様式第三の表に記載されている事項を確認できる書類

参考 1. 各種様式

(7) 基準適合性の変更確認申請書

様式第四 (第四条関係)

認定導入計画に従って導入した特定高度情報通信技術活用システムが
基準に適合するものであることの変更確認申請書

(総務大臣) 殿

申請年月日 年 月 日

ふり がな
住 所
ふ り が な
申請者名

(連絡先 電話番号: 担当者:)

長 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第9条第1項
の規定に基づき認定された認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用シ
ステムの導入について地方税法附則第15条第38項の規定に基づき基準に適合することの確
認を受けた事項について、変更の確認を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

辺 1 変更した箇所

2 変更した理由

3 添付書類

(当該変更に係る申請添付書類のみ添付)

本申請に係る様式第二及び様式第三の特定高度情報通信技術活用システムは、地方税法附
則第15条第38項の規定に基づく基準に適合するものであることを証明します。

第 号
年 月 日

(総務大臣 名)

短

辺

(日本産業規格A4)

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この章及び第三十一条において同じ。）を確保しつつ適切に行われるとともに特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な特定半導体が我が国の技術の向上により国内で安定的に生産されることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画及び特定半導体生産施設整備等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定高度情報通信技術活用システム」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 情報通信の業務を一体的に行うよう構成された無線設備及び交換設備その他の主務省令で定める設備並びにこれらに係るプログラムの集合体であつて、政令で定める周波数の電波を使用することにより大量の情報を高速度で送受信することを可能とするものその他の高度な技術を活用した情報通信を実現するもの

二・三 （略）

- 2 この法律において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理（当該特定高度情報通信技術活用システムの一部を構成する設備、機器又は装置及びこれらに係るプログラムの集合体として主務省令で定めるものの開発又は提供及び維持管理を含む。）をいう。

- 3 この法律において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び特定高度情報通信技術活用システムの導入をいう。

4・5 （略）

(基本理念)

第三条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等は、特定高度情報通信技術活用システムが我が国における国民生活及び経済活動の基盤となることに鑑み、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることを基本とし、我が国における特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関係する産業の国際競争力の強化並びに特定高度情報通信技術活用システムの活用による新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

2 （略）

(国の責務)

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進（特定半導体生産施設整備等の促進を含む。次条及び次章において同じ。）に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行う事業者及び特定半導体生産施設整備等を行う事業者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行う事業者及び特定半導体生産施設整備等を行う事業者は、第三条の基本理念にのっとり、国が実施する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項

イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項

ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項（次号ロに掲げるものを除く。）

ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項（次号ハに掲げるものを除く。）

三 特定半導体生産施設整備等に関する次に掲げる事項

イ 特定半導体生産施設整備等の内容に関する事項

ロ 特定半導体生産施設整備等の促進のための方策に関する事項

ハ 特定半導体生産施設整備等の促進に当たって配慮すべき事項

四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の調達円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十八条において「公庫」という。）及び第十五条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

3 主務大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。次章において同じ。）に協議するものとする。

5 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画及び特定半導体生産施設整備等に係る計画の認定

（特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定）

第七条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関する計画（以下「特定

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

高度情報通信技術活用システム開発供給計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標
- 二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容及び実施時期
- 三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施体制
- 四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関し必要な事項

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

- 一 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の内容が指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムの開発供給が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の概要を公表するものとする。

(特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の変更等)

第八条 前条第一項の認定を受けた事業者（以下「認定開発供給事業者」という。）は、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定開発供給事業者がその認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定開発供給計画」という。）に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定開発供給計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定開発供給事業者に対して、当該認定開発供給計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第九条 特定高度情報通信技術活用システムの導入（認定開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムが含まれているものに限る。以下この章及び次章において同じ。）を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入に関する計画（以下「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

- 2 特定高度情報通信技術活用システム導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標
 - 二 特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期
 - 三 特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定高度情報通信技術活用システムの導入に関し必要な事項
- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。
 - 一 当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の内容が指針に照らし適切なものであること。
 - 二 当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画に係る特定高度情報通信技術活用システムの導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議することができる。
- 5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画の概要を公表するものとする。

(特定高度情報通信技術活用システム導入計画の変更等)

- 第十条 前条第一項の認定を受けた事業者（以下「認定導入事業者」という。）は、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 2 主務大臣は、認定導入事業者がその認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。）に従って特定高度情報通信技術活用システムの導入を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
 - 3 主務大臣は、認定導入計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定導入事業者に対して、当該認定導入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
 - 4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。
 - 5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第十一条・第十二条 （略）

第四章 認定開発供給計画等に係る支援措置

第一節 株式会社日本政策金融公庫法の特例

第十三条～第二十四条 （略）

第二節 中小企業投資育成株式会社法及び中小企業信用保険法の特例

第二十五条～第二十七条 （略）

第三節 削除

第二十八条 削除

第四節 （略）

第五章 雑則

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

第三十条～第三十三条 (略)

(主務大臣等)

第三十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 指針（第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る部分に限る。）及び当該特定高度情報通信技術活用システムに係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に関する事項 経済産業大臣及び総務大臣

二～四 (略)

- 五 指針（第六条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに開発供給等促進円滑化業務及び開発供給等促進業務に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

- 六 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する事項 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に係る事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第二条第一項第一号の主務省令及び同条第二項の主務省令（同号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。） 経済産業大臣及び総務大臣の発する命令

二・三 (略)

(権限の委任)

第三十五条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第三十六条 (略)

第六章 罰則

第三十七条・第三十八条 (略)

附 則 (略)

参考 2. 関係法令抜粋

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令

(特定高度情報通信技術活用システムの要件)

第一条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（第三条第十三号を除き、以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める周波数は、三千六百メガヘルツを超える周波数のうち、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）に割り当てられたもの及び当該特定基地局以外の無線局（同法第二条第五号に規定する無線局をいう。）であって当該特定基地局と同一の通信方式を用いる無線通信を行うものに割り当てられたものとする。

2～4 （略）

第二条～第七条 （略）

附 則 （略）

参考 2. 関係法令抜粋

(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(特定高度情報通信技術活用システムの設備)

第二条 法第二条第一項第一号の主務省令で定める設備は、次の各号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムのうち、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。以下同じ。）の無線設備を一部に用いて構成されるもの（以下「全国 5 G システム」という。）次のイからニまでに掲げる設備（ホからトまでに掲げる設備がある場合にあっては、イからニまでに掲げる設備と一体として運用される設備を含む。）

イ ラジオユニットの電気通信設備

ロ ディストリビューテッドユニットの電気通信設備

ハ セントラルユニットの電気通信設備

ニ 交換設備

ホ アンテナ（イに掲げる設備と機能上直結していないものに限る。）

ヘ 伝送路設備（光ファイバを用いたものに限る。）

ト 鉄塔、電源設備その他の附属設備

二 法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムのうち、特定基地局以外の無線局（電波法第二条第五号に規定する無線局をいう。）であって特定基地局と同一の通信方式を用いる無線通信を行うものの無線設備を一部に用いて構成されるもの（以下「ローカル 5 G システム」という。） 次のイ及びロに掲げる設備（ハからヘまでに掲げる設備がある場合にあっては、イ及びロに掲げる設備と一体として運用される設備を含む。）

イ 特定基地局以外の基地局（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第六号に規定する基地局をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）の無線設備

ロ 交換設備

ハ 自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム（ローカル 5 G システムの制御信号の送受信のために用いられるものに限る。）をいう。次条第二号ハにおいて同じ。）の基地局の無線設備

ニ 伝送路設備（光ファイバを用いたものに限る。）

ホ 陸上移動局（電波法施行規則第四条第一項第十二号に規定する陸上移動局をいう。次条第二号

参考 2. 関係法令抜粋

(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

ホにおいて同じ。)の無線設備及び当該無線設備と接続され、生産、販売その他の事業活動の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品

ヘ 鉄塔、電源設備その他の附属設備

(特定高度情報通信技術活用システムの一部を構成する集合体)

第三条 法第二条第二項の主務省令で定める集合体（法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに限る。）は、次の各号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 全国 5 G システム 次に掲げるもの又はこれらの組合せ

イ ラジオユニットの電気通信設備

ロ ディストリビューテッドユニットの電気通信設備

ハ セントラルユニットの電気通信設備

ニ 交換設備

二 ローカル 5 G システム 次に掲げるもの又はこれらの組合せ

イ 特定基地局以外の基地局の無線設備

ロ 交換設備

ハ 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備

ニ 伝送路設備（光ファイバを用いたものであって、専らイ又はハ及びロの間の情報通信を行うためのものに限る。）

ホ 陸上移動局の無線設備

(特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定の申請)

第四条 法第七条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。以下同じ。）の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び申請者が登記をしている場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

二 申請者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

三 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

3 主務大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が法第七条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 二の主務大臣に第一項の申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

(特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定)

参考 2. 関係法令抜粋

(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

第五条 主務大臣は、法第七条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めにも照らしてその内容を審査し、当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第二による認定書を交付するものとする。

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第四により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 認定の日付
- 二 開発供給計画認定番号
- 三 認定開発供給事業者の名称
- 四 認定開発供給計画の概要

(認定開発供給計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第六条 認定開発供給計画（法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。以下同じ。）の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第八条第一項の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定開発供給事業者は、遅滞なく、様式第五によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 法第八条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の変更の認定を受けようとする認定開発供給事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第六による申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

3 二の主務大臣に変更申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該変更申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

4 主務大臣は、第二項の変更申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第七条第三項の定めにも照らしてその内容を審査し、変更申請のあった認定開発供給計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第七による認定書を交付するものとする。

5 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による通知書を変更申請者に交付するものとする。

6 主務大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、様式第九により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 変更の認定の日付
- 二 変更後の開発供給計画認定番号
- 三 認定開発供給事業者の名称
- 四 変更後の認定開発供給計画の概要

(認定開発供給計画の変更の指示)

第七条 主務大臣は、法第八条第三項の規定により認定開発供給計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十による通知書を当該変更の指示を受ける認定開発供給事業者に交付するものとする。

(認定開発供給計画の認定の取消し)

参考 2. 関係法令抜粋

(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

第八条 主務大臣は、法第八条第二項又は第三項の規定により認定開発供給計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該認定が取り消される認定開発供給事業者に交付するものとする。

2 主務大臣は、認定開発供給計画の認定を取り消したときは、様式第十二により、その認定を取り消された日付、開発供給計画認定番号及び事業者の名称を公表するものとする。

(実施状況の報告)

第九条 認定開発供給事業者は、主務大臣の求めに応じて、認定開発供給計画の実施状況を、様式第十三により主務大臣に報告しなければならない。

附 則 (略)

参考 2. 関係法令抜粋

(4) 内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

(4) 内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

(定義)

第一条 この命令において使用する用語は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定の申請）

第二条 法第九条第一項の規定により、特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る申請者については様式第一による申請書を、同項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る申請者については様式第二による申請書を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び申請者が登記をしている場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書

二 申請者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの）

三 当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

3 主務大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、特定高度情報通信技術活用システム導入計画が法第九条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 二以上の主務大臣に第一項の申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定）

第三条 主務大臣は、法第九条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム導入計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第三の認定書を交付するものとする。

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四による通知書を申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第五により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 認定の日付

二 導入計画認定番号

三 認定導入事業者の名称

四 認定導入計画の概要

参考 2. 関係法令抜粋

(4) 内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

(認定導入計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第四条 認定導入計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十条第一項の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定導入事業者は、遅滞なく、様式第六によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 法第十条第一項の規定により、特定高度情報通信技術活用システム導入計画の変更の認定を受けようとする認定導入事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第七による申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

3 二以上の主務大臣に変更申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該変更申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

4 主務大臣は、第二項の変更申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第九条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、変更申請のあった認定導入計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第八の認定書を交付するものとする。

5 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第九による通知書を変更申請者に交付するものとする。

6 主務大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、様式第十により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 変更の認定の日付
- 二 変更後の導入計画認定番号
- 三 認定導入事業者の名称
- 四 変更後の認定導入計画の概要

(認定導入計画の変更の指示)

第五条 主務大臣は、法第十条第三項の規定により認定導入計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該変更の指示を受ける認定導入事業者に交付するものとする。

(認定導入計画の認定の取消し)

第六条 主務大臣は、法第十条第二項又は第三項の規定により認定導入計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による通知書を当該認定が取り消される認定導入事業者に交付するものとする。

2 主務大臣は、認定導入計画の認定を取り消したときは、様式第十三により、その認定を取り消された日付、導入計画認定番号及び事業者の名称を公表するものとする。

(実施状況の報告)

第七条 認定導入事業者は、主務大臣の求めに応じて、認定導入計画の実施状況を、様式第十四により主務大臣に報告しなければならない。

(特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する権限の委任)

第八条 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する総務大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所の所在地、主たる基地局の送信所の所在地又は小型無人機の常置場所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に委任するものとする。ただし、総務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

参考 2. 関係法令抜粋

(4) 内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

- 2 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する農林水産大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。）に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 3 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する経済産業大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 4 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する国土交通大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長又は地方航空局長に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第九条～第十八条 （略）

附 則 （略）

参考 2. 関係法令抜粋

(5) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

(5) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

この指針は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針を定めるものである。なお、この指針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義

情報通信技術の分野における技術革新が急速に進展する中、特定高度情報通信技術活用システムは、これからの社会の重要な基盤となることが見込まれる。当該システムについて、サイバーセキュリティを確保しつつ、安全・安心かつ早期の普及を図ることは、我が国における産業基盤の整備に加え、地方創生及び地域の課題解決の観点からも重要であり、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のために、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を促進することが必要である。また、国際的な取組との整合性も図りつつ、こうした措置の実施による安全・安心な特定高度情報通信技術活用システムの普及を進めることは、我が国の安全保障にも寄与するものである。

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の基本的な方向

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等は、当該システムの安全性・信頼性及び相互接続性・相互運用性を確保しつつ、当該システムが安定的に供給されることを基本とし、我が国における特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に係る産業の国際競争力の強化並びに特定高度情報通信技術活用システムの活用による新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

第二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する事項

第一に規定する意義を踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する事項を定める。

一 法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システム（以下「一号システム」という。）の開発供給の内容

一号システムの開発供給の内容は、次の1から3までのいずれにも該当するものとする。

1 開発供給を行う一号システムの安全性及び信頼性確保のための対策が、次の(1)から(4)までのいずれにも該当すること。

(1) 開発供給を行う事業者において、サイバーセキュリティを確保するための規程を策定した上で、開発供給を行う一号システムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価を行い、適切な対策が講じられていること。

(2) 開発供給を行う事業者において、開発供給した一号システムの導入を行う事業者が当該システムのサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制が整備されていること。

(3) 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」、「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成三十年十二月十日関係省庁申合せ）」並びに「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成三十一年総務省告示第二十四号）」及び「ローカル5G導入に関するガイドライン（令和元年十二月総務省策定）」等に留意し、サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリ

参考 2. 関係法令抜粋

(5) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

ティ対策が講じられていること。

- (4) 国際的な取組（プラハ5Gセキュリティ会議等）の考え方にに基づき、開発供給を行う事業者の信頼性を確保するため、次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ 開発供給を行う事業者の所有関係及びガバナンスの透明性が確保されていること。

ロ 開発供給を行う事業者が、過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していないこと。

ハ 外国の法的環境等により開発供給の適切性が影響を受けるものでないこと。

- 2 開発供給を行う一号システムについて、O-RANアライアンスが定めるインターフェース仕様に準拠するなど、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保されていること。

- 3 開発供給を行う一号システムの供給安定性確保のための対策が、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

- (1) 開発供給を行う一号システムについて、サプライチェーンを含む必要な開発供給能力確保に関する計画並びに保守及び管理の方針が整備されていること。

- (2) 一号システムの開発供給に係る事業継続性確保のため、事業継続計画が策定されていること。

- (3) 一号システムを安定的に供給するため、当該システムの開発供給に係る国内関係法令を遵守すること。

二 (略)

三 一号システムの導入の内容

一号システムの導入の内容は、次の1から4までのいずれにも該当するものとする。

- 1 導入を行う一号システムの安全性及び信頼性確保のための対策が、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

- (1) サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合に、一号システム導入計画に係る事業を所管する省庁に対し、速やかに報告を行うための体制が整備されていること。

- (2) サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合に、関係主体に対して適切な情報共有を行うための体制が整備されていること。

- (3) 全国5Gシステムにあっては、「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画」の認定を受けて「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に関する指針」に留意し、ローカル5Gシステムにあっては、「ローカル5G導入に関するガイドライン」に留意し、サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策が講じられていること。

- 2 導入を行う一号システムについて、O-RANアライアンスが定めるインターフェース仕様に準拠するなど、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保されていること。

- 3 導入を行う一号システムの供給安定性確保のための対策が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

- (1) 我が国における安定的な一号システムの導入を確保するため、当該システム導入に係る国内関係法令を遵守すること。

- (2) 保守及び管理を適切に行うために必要な方針等が整備されていることを確認すること。

- 4 導入を行う一号システムを構成する無線設備、交換設備及び伝送路設備（交換設備及び伝送路

参考 2. 関係法令抜粋

(5) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

設備については、ローカル 5 G システムに限る。) が、一号システム開発供給計画の認定を受けたものであること。

四～九 (略)

第三～第五 (略)

参考 2. 関係法令抜粋

（６）地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして総務大臣が定める基準

（６）地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして総務大臣が定める基準

地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして総務大臣が定める基準は、同項に基づく総務大臣の確認を受けようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入が次のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）において使用する用語の例による。

- 1 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第五号に規定する無線局の免許を受けた者が当該免許に係る無線通信の業務の用に供するために導入した特定高度情報通信技術活用システム（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等の交付を受けて導入したものを除く。）であること。
- 2 当該特定高度情報通信技術活用システムの保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制を確保するため、当該特定高度情報通信技術活用システムの導入に係る認定開発供給事業者が日本国内に保守及び管理の拠点を有しているものであること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者（法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理を行う者に限る。）との提携等により保守及び管理を実施できる体制を確保しているものであること。
- 3 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年総務省・経済産業省令第二号）第二条第二号に規定するローカル 5 G システムを導入する場合にあっては、導入を行う当該システムの主たる用途が住宅用のワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第九号の二に規定するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスをいう。）を提供するものであること。

参考 2. 関係法令抜粋

(7) 地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づき、特定高度情報通信技術活用システムを構築する上で重要な役割を果たすものとして総務大臣が定めるもの

(7) 地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づき、特定高度情報通信技術活用システムを構築する上で重要な役割を果たすものとして総務大臣が定めるもの

地方税法附則第十五条第三十八項に規定する特定高度情報通信技術活用システムを構築する上で重要な役割を果たすものとして総務大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年総務省・経済産業省令第二号）第二条第二号に規定するローカル 5 G システムの無線設備（陸上移動局の無線設備にあつては通信モジュールに限る。）
- 二 専ら前号に掲げる無線設備（陸上移動局の無線設備を除く。）を用いて行う無線通信の業務の用に供され、当該無線設備と一体として運用される交換設備及び当該無線設備と当該交換設備との間の通信を行うために用いられる伝送路設備

参考 2. 関係法令抜粋

(8) 地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づく総務大臣の確認に関する手続

(8) 地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づく総務大臣の確認に関する手続

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）において使用する用語の例による。

(確認申請書の提出)

第二条 認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入について、地方税法附則第十五条第三十八項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして総務大臣が定める基準（令和七年総務省告示第百二十八号。以下「基準」という。）に適合することについて総務大臣の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第一に様式第二、様式第三並びに別表第一及び別表第二に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）並びにその写し各一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

(確認書の交付)

第三条 総務大臣は、前条の規定による確認申請書の提出があった場合において、当該確認申請書が基準に適合すると認めるときは、当該確認申請書の正本にその旨を記載し、これを確認書として申請者に交付するものとする。

(変更確認)

第四条 前条の確認書の交付を受けた者は、同条の確認書及び申請添付書類に記載された事項を変更するときは、様式第四及び当該変更に係る申請添付書類を添えて、総務大臣の確認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の確認に係る確認書の交付に準用する。

(確認の取消し)

第五条 総務大臣は、第三条（前条第二項において準用する場合を含む。）の確認書の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該確認を取り消すものとする。

一 第二条に基づく申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

二 前条第一項に基づく申請を怠ったとき又は同項に基づく申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

2 総務大臣は、前項の規定により確認を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第五による書面を当該確認が取り消される者に交付するものとする。

3 第一項の規定により確認の取消しが行われた場合には、当該取消しに係る確認書の交付を受けた者は、当該確認書を直ちに総務大臣に返還しなければならない。